

平成25年第3回佐渡市議会定例会会議録（第2号）

平成25年6月19日（水曜日）

議事日程（第2号）

平成25年6月19日（水）午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	中村良夫君	14番	村川四郎君
15番	佐藤孝君	16番	金光英晴君
17番	猪股文彦君	18番	金子克己君
19番	根岸勇雄君	20番	近藤和義君
21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	岩崎隆寿君	24番	祝賀優雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育委員長	宮川安則君	教育長	小林祐玄君
総合政策監	藤井裕士君	会計管理者	小本間佳子君
総務課長	計良孝晴君	総合政策長	大橋幸喜君
行政改革長	清水忠雄君	世界遺産推進課長	石山勉君
財務課長	伊貝秀一君	地域振興課長	藤原淳君
交通政策長	渡邊裕次君	市民生活課長	川上達也君

税 務 課 長	原	田	道	夫	君	環境対策長	名	畑	匡	章	君
社会福祉長	笠	井		寛	君	高齢福祉長	佐	藤	一	郎	君
農林水産長	渡	辺	竜	五	君	観光振興長	濱	野	利	夫	君
産業振興長	羽	生		靖	君	建設課長	金	田	一	則	君
上下水道長	和	倉	永	久	君	学校教育長	吉	田		泉	君
社会教育長	小	林	泰	英	君	代校教表	清	水	一	次	君
監査委員長	島	川		昭	君	代校教表	本	間		聡	君
庁舎整備幹	鈴	木	一	郎	君	主					

事務局職員出席者

事務局 長	源	田	俊	夫	君	事務局次長	中	川	雅	史	君
議事調査係	齋	藤	壮	一	君	議事調査係	太	田	一	人	君

平成25年第3回（6月）定例会 一般質問通告表（6月19日）

順	質 問 事 項	質 問 者
1	◎ 1S－2S3Kでなければ政治は動かん！（行政活性化の理想像は1S－3S3Kである） (1) 空港問題が前進しない原因は情熱なき2S3Kにある ・ 空港2kmをめぐる県の無理難題に対する対応とその後の推移について - ア 平成21年12月13日の事件について平成22年1月9日の対応の意味するもの - イ 平成22年2月3日の佐交第44号をめぐる特異な経過について（資料No. 5） - ウ 平成22年7月19日の副議長の手紙と平成22年7月21日の「佐渡新航空路開設促進協議会」での市長挨拶の波紋について（資料No. 6） - エ 佐渡新航空路開設促進協議会の組織と運営について - オ ガメラレーダーの設置と小泉内閣の閣議決定について（資料No. 7） - カ ガメラレーダーと「国民保護法」上の国の責任について（資料No. 7） - キ ガメラレーダーが重視される対外情勢と佐渡の危機感について（加賀市政報告第316号の資料No. 11） - ク テレビ朝日「スーパーモーニング」の泉田知事の発言について（資料No. 8・9） - ケ 平成22年12月8日の県議会連合委員会の知事答弁について（資料青木質問のNo. 6） - コ 平成23年1月20日の坂井交通政策局長の発言について（P I 同意97.4％） - サ 県の離島振興計画（佐渡空港）と合併新市ビジョン計画（佐渡空港）について（資料No. 15） (2) 国民健康保険対策の弱点に安易な道を求める2S3Kがある 国民健康保険行政の改善と平成23年度決算委員会での税務課の徴収事務改善について	加 賀 博 昭
2	◎ 教育行政財産目的外使用条例等を順守し適正管理されているのか (1) 教育施設事務所内多額現金盗難（紛失）事件の顛末と管理責任は (2) 介護予防事業委託契約各条項は順守されているのか。また、実績の精査検証はどうなっているのか	金 子 克 己
3	1 佐渡市役所の位置を定める条例について尋ねる (1) 条例の改正はあるのか (2) 平成31年度の合併特例債の閉鎖期までに庁舎建設はあるのか (3) 平成31年度以後67～68億円の交付税カットを乗り切るのに大変だと佐渡テ	大 澤 祐 治 郎

順	質 問 事 項	質 問 者
3	レビのインタビューで答えていたが、合併特例終了後の交付税の予測を早急かつ正確に議会に示すべきだ (4) 新市建設計画等特別委員会に説明するのか (5) 一時は諦めた庁舎建設を合併特例債の延長により再度建築する方針に切り替えた理由は何か。また、金井にこだわるのはどのような圧力が生じたためか。付和雷同しすぎる 2 一部の市民から図書室の存続の声が高まってきているが、図書館の整備は各支所や閉鎖予定の学校を使用して財源負担をかけずに、人口の連担率の高い所で検討するべきではないか 3 災害対策が見えてこない。空港の整備、港湾の拡張の目途が立っておらず、人命軽視と言われても仕方がないが、どうするのか 4 国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計人口では、2040年には佐渡市の人口は3万人台後半となっているが、これを見越した対策及び展望はあるのか。着々と負の政治の足音が近づいて来たと思うが、対策を述べよ 5 若者の定着、都会からの誘致、空き施設を使った誘致（大学の合宿所）等に積極的に取組まないと、益々人口減に歯止めがきかないところにきている。パフォーマンスだけでは政治は実現できないのではないか	大 澤 祐治郎
4	1 行政改革の進め方について問う (1) 図書館協議会は何のためにあるのか (2) 教育委員長に対し図書館の今後のあり方についてどのような報告をしたか (3) 図書館統廃合はどこに問題があったのか (4) 図書館統廃合の原案はどこで決まったのか。行政改革の基本方針を十分に踏まえた提案であったのか (5) 3月議会における同僚議員による一般質問の答弁に問題はなかったか (6) 図書館・図書室ご利用の皆様へ（佐渡市図書館の今後のあり方について）という文書は何の目的でいつ配布したのか (7) 官民協働委員会は何のために設置された組織なのか 2 地域公共交通政策の確立について 佐渡市の案を問う 3 支所・行政サービスセンターについて (1) 地域支援係の具体的取組み内容は (2) 仕事の見直しは 4 共有地（林）等の税金問題について 5 コンプライアンス問題について	大 森 幸 平

順	質 問 事 項	質 問 者
4	(1) 「人間は基本的に失敗をするものだ」との観点からの取組みが必要ではないか (2) 庁内ネットワークに個人のパソコンは接続できるか (3) 庁内パソコンからのＵＳＢメモリへのデータ保存は簡単にできるか (4) ＦＡＸ・電子メールの誤送信はないか	大 森 幸 平

午前10時00分 開議

○議長（祝 優雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（祝 優雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔に行うようお願いをいたします。

加賀博昭君の一般質問を許します。

加賀博昭君。

〔22番 加賀博昭君登壇〕

○22番（加賀博昭君） おはようございます。ただいまから一般質問を行います。聞いてください。改めておはようございます。加賀博昭でございます。テレビをごらんの皆さん、3カ月ぶりでございます。お変わりございませんか。きょうは、空港、国保問題について質問します。聞いてください。

平成25年5月27日、橋下日本維新の会共同代表が従軍慰安婦問題で外国特派員に釈明記者会見をして、戦時中の日本軍だけの問題ではないと戦争を知らない戦後生まれの若造が暴言の上塗り発言をして地元大阪の女性の抗議を受け、国際的には国連の人権委員会が日本政府に改善措置を求めてくるというありさまでございます。一方、安倍総理も侵略戦争の定義はないと軍国主義戦争を擁護して、戦犯を合祀した靖国神社に国務大臣が参拝したことで外国の批判が出ると、どんなおどかしにも屈しないと発言して、植民地支配と侵略へのおわびを示した村山談話をそのまま継承しているわけではないと発言して、アメリカからも批判を浴びている始末でございます。その自民党が天皇を元首にして国防軍を持つことが自主憲法だと平和憲法改正を目指して憲法改正の発議、憲法第96条の国会議員3分の2を2分の1にするために改憲勢力が7月の参議院選挙を前にして活発な動きを見せております。その中で私と同じ戦前生まれの自民党の元幹事長の古賀誠氏は、日本の今の繁栄は平和憲法によるもの、憲法の平和主義は世界遺産にも匹敵する、憲法改正の手續、96条を安易に改正してはならないと主張しております。昭和29年生まれ、安倍総理とは見解を異にしております。まさに憲法をめぐる激動の時代に入ってきた。敗戦時、小学校4年生の私は今78歳。敗戦後の中国で多くの友人の死を外国の地に埋めてきた者として、平和こそ私の命と毎日街頭から訴えております。自民党の憲法草案では、国民の基本的人権を定めた97条が削除されております。この条項は、政治権力が侵すことができない日本国民の基本的権利を定めているもので、これを削除している憲法は戦前の国民抑圧憲法を思い出させます。太平洋戦争の悲惨を経験した者として、歴史を後退させてはならないと決意しております。6月12日の深夜テレビで、木下恵介監督の「二十四の瞳」の子役たちが今64歳になっております。それが瞳の会というものをつくって毎年集まっておる、そのことを知りました。彼らは、小豆島の分校の戦前、戦後の親子2代を通じて戦争と庶民の暮らしを物語った傑作の子役であります。その台本には、人の幸せと平和と木下監督の直筆のサインが入ってございました。この子役の年代が私の年代であります。私の近況を報告して、きょうの質問に入ります。

きょうの質問は、佐渡空港2,000メートルはこうすればできるを15枚の資料を使って質問します。私の質問には、泉田知事も注目しているはずでございます。地方自治法はみ出し議員の名誉にかけて質問をし

ます。昨日の情報では、防衛省が加賀資料を送ってほしいと要請してきたと聞いております。資料は、総括資料が1枚、これでございます。項目ごとの詳細資料は15枚、クリップでとめて渡してあります。まず、総括資料を見てください。冒頭「1 S — 2 S 3 K」でなければ政治は動かん！。平成22年9月30日、空港問題に目処をつけ、私は副議長を辞職した」とあります。そして、「地方自治法はみ出し議員」の絶妙なシナリオで空港問題は大きく前進した」となっております。資料の一番下の記述を見てください。高野市長の辞意を示しての地権者交渉も失敗したとあります。地権者は12人。高野市長はこの人たちに、私は泉田知事に文書で22年9月までに皆様に同意をしていただくと約束しております。だめならば市長をやめなければならない。助けてほしいとお願いしたところ、つれない話。市長をやめりゃいいがさと、こう言われて協力していただけないために市長を辞職すると私のところに言ってきた。それで私は、それでは空港2,000メートルが挫折する。作戦を変更して地権者同意ではなく、P I 調査の同意をいただけないかと再交渉した結果、12人中8人が賛成してくれた。残りは4人。これでめどはついたと判断したわけでございます。そのことは、平成22年9月28日の中華人民共和国成立61周年祝賀会の席上、泉田知事に近く同意者名を届けますと、こう伝えて2日後の30日に副議長の辞職願を提出したわけでございます。さらに、23年1月20日には県の坂井交通政策局長に会ってP I 賛成者を含む同意率97.4%を100%とみなしてP I 調査はできないかとただすと、知事のご了解が得られればできると回答をいただいて、写真入りの文書で残して皆さんのお手元に配付してあります。あれから満2年、足かけ3年、その後の進展についてお聞きしたい。

この際、加賀博昭の異名について説明します。2つあって、地方自治法はみ出し議員と中央省庁げた履き議員ですが、全て私の行動から生まれたものであります。例えばカーフェリーは動く国道は、私の発案でカーフェリーの航送甲板は動く国道で、建造の際は国は国道整備費で補助すべきだと主張したことが合併前の10カ市町村の国に対する佐渡の共通要求項目として使われてきたものでございます。きょうの15枚の資料のナンバー9に「水道第三次拡張計画で戸当たり12万円お返し！！」とあるが、これは昭和52年、真木、河崎、城腰、吾潟、久知河内の高台、住吉野城に上水道を引いた事業であります。負担金は1戸当たり30万円で、私の調査で椎崎団地のホテル群に水道を供給した第1次計画には配水池はなく、停電するほとんどが断水した。その欠陥改良に6集落に不当な負担金を持たせた事件の記録であります。ことしは、その写真のとおり、配水池は更新工事中であります。この大事件を語るものは、もう加賀市政報告126号しかありません。当時の30万円は、今の80万円に匹敵します。当時の議員の報酬は9万5,000円、今の3分の1でございます。日本に1つしかない事業に両津クリーンセンターがあります。16時間炉で入札、発注したものが24時間炉で完成して、落札金額に変更なしというものでございます。当時の予算は30億円で、落札金額は10億8,000万円、3分の1でできる工事ではないと私は後日、日立造船本社で社長に説明を求めました。社長いわく、日立造船は流動床方式の実績はなく、30億円程度ならただでもやらせていただきたい事業で、本社は北陸支社に15億円を補助して何としても受注するように指示した。それをベースにすれば25億8,000万円になる。手抜き工事はしないとの説明でした。そこで私は、16時間炉は来年からは法律で認められなくなる。24時間炉の工事ができないかと相談を持ちかけたところ、1億円上乗せになるが、やりましょうと快諾していただいたものであります。これは事実関係でございますので、どなたか説明願いたい。

市長、副市長には、私が1年生議員のときに書いた財政問題を含む論文、昭和50年12月議会のを差し上げてあります。40年前のものでございますが、感想があればお聞きしたい。

平成22年3月、私が空港問題で副議長の辞職願を出さないとあって、親しい議員から晩節を汚さぬようにと言われたが、私には晩節という言葉はない。終生現役で、役に立たなくなければ議員の任期中でも辞職するつもりでございます。去る2月4日、5時間に及ぶ手術の直前、1月26日、小田壽さんの叙勲祝賀会の挨拶のため病院を外泊したときは輸血を要する状態で行きました。議員生活もこれまでかと同僚議員に漏らしたところ、この議場における議員がそんなら加賀さん、おめえと俺と写真を撮ろうと言ってその写真撮ってあります。手術後は、何と7日間で退院して、医者も驚く驚異的回復を見せております。私は議員ですが、ただの議員ではありません。大川の灰溶融では、倒産した新潟鉄工の管財人から4億5,000万を分捕り、これは両津市議会の記録が残っている。この議場における議員が倒産した会社から金が取れるわけではない。議事録に載っている。もし必要とあらば後で見せしますが、そのとおりでございました。佐渡クリーンセンター談合事件を暴き、赤字の市立病院建て直しに蛮勇を奮ったことは、既に市民が承知のところでございます。まさに異名が物語る政治家、加賀博昭でございます。

きょうは、佐渡空港、2,000メートルの決着をつけてやると腹を据えて質問に立っております。第1回目の質問原稿を6月10日に執行部に渡してあるのは、その意気込みのあかしであります。今振り返って空港問題に降りかかった難題は、新聞報道を含めて私の一撃でひっくり返したと私は思っております。きょうは、この議場から泉田知事にも新しい提案を申し上げ、空港2,000メートルの遅れを一気に取り戻したいと思っておりますので、冒頭申し上げた地権者4人の同意を残して副議長を辞職した平成22年9月30日以降の地権者対策と成果をお聞きしたい。

次に、国民健康保険について、6月18日に運営協議会にかけて本算定の内容があるはずでございます。これはどうなっておるのかお答えを願いたい。市長には、24年12月議会で私が国保問題の質問をした折、市長は徴収改善をすると答弁しております。その成果をお尋ねして第1回目の質問といたします。答弁よろしく願います。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君の一般質問に対する答弁を許します。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。それでは、加賀議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

地権者交渉がその後どういう方向になっているのかというご質問でございます。私は、この地権者交渉につきましては前高野市長から引き継いで、その手法をもとに今までやってまいりました。特にその地権者の方々でお会いすると、単なる田畑だけではなくて、自分の住んでいる家もなくなる、こういうような大変苦痛、苦悩を持っているということも十分理解できるわけでありまして、そういう意味におきましては地権者の方々とそういう視点でお互いに信頼関係を築くというところで今進めてまいったわけでありまして。県からも来ていただいて、当然来るべきでありますけれども、来てもらってご挨拶もさせていただきましたし、私自身も6回ほど地権者にお会いをいたして今進めているところでございます。ただ、結果的にはその数字は変わっておりませんが、かなめとなる地権者とのいわゆる冒頭申し上げました信頼関係と

いうものは深まっておりますので、今後とも粘り強く交渉を進めてまいりたいというふうを考えておるところであります。一方、県においては議会、県議会との関係の中で、今ごくしゃくしているという実態もこれでございます。そういう意味では、知事及び関係局長にもこの旨を何度かお話をしてまいってきたわけでありまして、さらには、県議会のほうにつきましては幹部及び自民党の会長、さらには今の建設公安委員会の方々にも、委員長にも話をしながら、先般建設公安委員会も視察に来たというところまで今来ているわけでありまして、しかしながら、なかなかこれは県も進まないわけでありまして、したがって、今自民党離島振興特別委員会では離島航路、空港路の整備法案の議論が再開をされたわけでありまして、したがって、ことし5月に全国離島振興協議会総会があったわけでありまして、その際には佐渡空港2,000メートル化というものについて要望すると同時に、この法案を早く制定をしてもらいたい。私どもとしては、ことし、平成25年度の大きな仕事はこれ一本と言っても過言でないわけでありまして、そういう意味におきまして、いろいろと国、県に働きかけをいたしているところでありまして、今後ともこの整備の必要性というものを訴えながら行動を起こしてまいりたいというふうを考えているところでございます。

次に、両津クリーンセンターの問題につきましては、これは過去の経緯等々もございまして、副市長に答えをさせます。

次に、国民健康保険税の徴収改善であります。私は、さきの議会でもとにかくこれについては重要であるので、早急に体制を整えてこの徴収を進めていくということを申し上げ、即、税務課に対して強く改善を図るように指示をいたしたところであります。その結果、世帯の中の総所得600万円以上の3世帯につきましては滞納が解消されました。世帯総所得300万円以上で57世帯あった滞納者が24世帯で完納となり、残る33世帯も現在分納継続中であり、議員ご指摘のあったその全てについて改善がされたというふうに理解をいたしております。

次に、税務課の徴収体制の問題であります。24年当初より収納係の中の職員体制を収納管理業務に当たる職員と滞納整理業務に専念する職員に機能分担をさせていただきました。本年も滞納整理業務に専念する職員を配置し、昨年を上回る総員9名体制で滞納整理業務に取り組ませているところでありまして、これから手も抜くことなく、一生懸命この滞納整理に努めてまいる所存であります。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

金子副市長。

○副市長（金子 優君） 私のほうから両津クリーンセンターの建設の経緯並びに議員からいただきました市政報告の感想について述べさせていただきます。

クリーンセンターにつきましては、私は当時、市民環境部長を以前しておりまして、統廃合計画等々で両津クリーンセンターの建設経緯については私は当時かかわっていないわけでありまして、両津市の職員たくさんおりまして、経過は十分に聞いております。平成8年に入札をしまして、11年の3月に竣工をしております。10億8,000万という工事費でありまして、中間に変更の増はなかったというふうに聞いております。そして、当初の入札時には16時間炉ということでございましたけれども、変更で24時間炉ということで現在流動方式の24時間炉ということで稼働しております。そして、今議員が語る説明がありました。それにつきましても加賀議員から加賀博昭市政報告の99年6月21日という市政報告をいただ

きました。この中で今のことが詳細に書かれておりまして、さらに日立研究所から回答書も文書として届いております。これも一緒に掲載をされております。事実関係については、全く今の議員の説明のとおりであるというふうに理解をしております。

それから、議員が議員に当選されてからいろいろな議会報告であったり、報告、編集とか、いろいろの資料いただきました。当選の最初から積極的にこういったものが出されるということに、最初は非常に慎重になるのだと思いますけれども、最初からこういうふうに積極的に、果敢にこういうものを出されておることに非常に感心をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長、私が副議長をやめたときは12人おったのだ、反対者が。それを私がP I賛成で再度交渉せよということで8人が「賛成します。」ということで残りは4人で、その4人に対して満2年、足かけ3年たっておるのですが、全くの前進はありませんか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 先ほどご答弁申し上げたとおり、数字の上では変化はございません。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それでは、いよいよ私のほうから資料を出しますかな。出してもいいのだけれども、答弁者側に言わせたいと思うのです。

そこで、空港対策室の職員は4人以上おる。最も新しいので24年と25年使いましょう。地権者は4人、職員は4人、そして足かけ3年たっておるのだが、何が問題でこれが動かぬのだ。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 4人对4人ということでございますけれども、実はこの地権者交渉に当たりましては、先ほど五、六回私も伺っておるわけでありまして、やはり田畑だけではなくて、家まで根こそぎというようなことで非常に心が揺れ動いているということが本当に感じられるわけでありまして、そのところを何とかひとつ頼む、何とか頼むということで再度、再度、再度と、こうお伺いをしているということでございまして、相手方からすれば、そういう事情もございまして、なかなか決断ができないというのが今の実態でございます。そして、実は私が副市長のときには、この空港問題については携わっておりませんでした。なぜならば、地権者のほうから、おまえはだめだと、携わってはならないということであったものですから、市長が中心になってきたわけでありまして、私が市長を引き継いだときに地権者から言われたのは、前の市長と同じスタンスでとにかく俺たちに当たってくれよということがあったわけでありまして、そのスタンスでやっているということでございまして、そういう生ぬるいと言われれば生ぬるいのですけれども、これを強権的にやるということについては、私としては忍びがたいものだと思っております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それなら言います。平成22年7月の19日に私がこのことで手紙を出していますが、

それはどういうことが書いてありますか。皆さんに上げてありますので、見てください、資料ナンバー５。

○議長（祝 優雄君） 補足説明を許します。

交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

22年の7月19日の加賀議員、当時副議長からの高野市長宛てのお手紙であります。1点目、22年7月というのが高野前市長が同意の取得期限としてお約束しました9月末まで残すところ2カ月余りとなったということで、8月はお盆、6月市議会で市長が私に答弁した緊急事態と認識して取り組むとの対応はどのようになっているか、日時を決めてご説明願いたいというのが1つであります。2つ目が私が副議長職にとどまったのは佐渡空港問題を進めるためであり、いたずらに延ばすことはできない。以上の2点の関係について、幹部職員も一緒にご説明願いたいという文書でございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） そのとおりです。皆さん聞いたでしょう。いたずらに副議長の席に居座ったのではないのです。

それでは、同じ7月の21日に促進協で市長が挨拶をしておりますが、ここで重大な発言があるのですが、ご承知でしょうか。ご承知のはずです、おったのだから、皆さん。お答えください。

○議長（祝 優雄君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

平成22年7月21日に促進協議会の総会がございました。その中の市長の挨拶の内容ですが、県議会での議案否決で9月までに同意をとるということは消えたわけですが、議会には9月までにとらなければ自分は極めて重い判断をせざるを得ないということを当初から申し上げていたというようなご挨拶がありました。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） そのとおりなのです。それは、重大な決意をしていることなのです。これがうまくいかないときには、俺は市長をやめなければならないのだという、それが内在されておった。

そこで、その21日の挨拶の後に、25日にいよいよ決定的な会談を私とやっておるのですが、どういうことでしたか。

○議長（祝 優雄君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明します。

7月の25日、市長のほうからなかなか同意がとれないということで、先ほどの演壇でも発言がありましたとおり、市長の辞意のお話が出されたというふうに聞いております。当時加賀副議長のほうから、同意がとれないということであれば、2,000メートル化を頓挫させないためにもP Iの同意に作戦変更してはどうかというようなご提案があったというふうに記憶しております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長、12人おったのが、たった1日で8人同意したのです。あれからもう4人になったから、俺がおらぬでもできるだろうと俺は副議長をやめた。それから3年たっておる。満でいえば丸2年。ここを動かぬのは、あなた何だと思っていますか。加賀博昭が言っただけで一気に8人同意したの

です。その教訓が生かされていないと思うのだが、あなたどう思っていますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私どもの姿勢というものも弱いのかもわかりませんが、冒頭先ほどから申し上げているように、相手の気持ちというものがあるので、そのところを我々は参酌をして円満にといいますか、それで合意をいただきたいというものが根底にあるものですから、そのときにどうしても判こつけよとかと、こういうことがなかなか言えない状況であると、そこがやっぱり原因だと思っております。しかしながら、そうではあるけれども、いや、朱肉を持って行ってすぐ判こをつけ。ということは、私の立場からはできないということでこういう形になっていると思っています。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 先ほど私は空港対策室に4人ぐらいおるのだと、こう言っています。この人たち4人の1年間の給与額は幾らですか。大ざっぱでいいです。

○議長（祝 優雄君） 計良総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

4人ということでありますので、平均的に700万といたしまして、2,800万です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長、いいですか。2,800万払って満2年間やってだめなのだ。加賀博昭は、報酬26万円でござる。それが一言言っただけで8人がP I 同意してくれたのですが、これどう思いますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 地権者の方々とお会いをする、つまり会う段階での日程をとるとかというのは職員がやっております。行ってお会いをするのは、私ともう一人、前の親松さんをお願いしているのですが、その2人で行って話をしています。もしもこれが議員がおっしゃるように一晩で、1日でこういうふうになったという成果があると、我々がそれはないとするならば、やはり議員が常におっしゃっている経験、そういうものがあるというふうに思いますが、私としては、先ほど何度も申し上げていますが、相手の気持ちを損なわないようにということをやっているものですから、こういう形になっているということです。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） あなた2 S 3 Kで職員しっかりやれと言っているのですが、私は3 S 3 Kだと思う。戦略がないから、だめなのだ。2 S 3 Kではだめだよと、戦略を加えて3 S 3 Kだと、こう言っておるのですが、その戦略がないのだ。

それでは聞くが、その4人は一体1年にこの4人を同意していただくためにどういう戦略を持っていったのか、その戦略の内容たるものの説明を願いたい。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 議員のおっしゃるような戦略というものは、実は持ち合わせておらないと思っています、はっきり言いまして。私は、先ほども申し上げましたけれども、地権者の方々とのお約束の中で前高野市長が進めてきたその交渉のやり方、それをぜひ守ってほしいというのが地権者の要望でございますので、私はそのときに、いや、そのとおりにします、強権的なことはやりませんので、ひとつ皆さんよろしくお願いをしたいということでやってきているわけでございまして、私にしてみれば相手のあることな

ものですから、それがSの部分に入るとすれば入るのですけれども、議員からすれば物足りないということになると思いますけれども、それが基本になっているものですから、こういう状況であるということです。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） そこで、そういう状況を見ておるから、私が次の手を打った。それは、親松、もとの副市長。おまえがやめたからといったって、俺の目玉が黒いうちは逃がさせぬぞと、行って交渉してこい、こういうこと。そして、一定の成果が上がった。その内容を今ここで言うということは、うまくいってくればいいが、本会議でこれやったものだからと言われるおそれがあるので、それは危ないから、私は聞かない。しかし、あなたはそれを聞いてどうしました。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 先ほど申し上げましたが、私は常に親松さんとセットで地権者のほうにお伺いしています。親松さん自身は、それとはまた別にちょくちょく行って情報を聞いているということも私はお伺いしております。しかし、そういうときには必ず2人の間でこういう状況になった、こういう状況になったということの話し合いはしています。それをまたもとにして、そしてすぐまた2人で行くという形になるわけでございますが、そのときになると、では、ぼっと判こついただけたかということ、そうではない。そこでまた話がもとへ戻るような状況になるということが今の実態でございます。したがって、粘り強くやっていかなきゃならないということで今こういう状況になっているということです。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） そこで1つの答えが出てきたのです。だったら、その答えに対してやり道あると思うのです。私に任せてくれれば1週間で解決します。どこが違うかわかりますか。あなたその話を聞いてやっておるわけで、一向らちが明かぬ。地方自治法はみ出し議員がやれば、そんなの1週間で解決します。どこがボタンのかけ違いなのか課長わかったらお答えください。もちろん市長が答弁しなければならないのだけれども。

○議長（祝 優雄君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ボタンのかけ違いという部分については、県との関係もあろうかと思いますがすけれども、今、未同意の地権者の方々につきましても決して2,000メートル化に反対しているわけではありません。ですが、これまでの、古い話になりますけれども、現空港の建設時のお話とか、それから市長が交代に当たりまして、新しい市長が前市長の方針を受け継いでいくのか、もしかして180度変わるのかというような、そういうご懸念もありまして、そういったものを1個1個潰していったら今数字は変わっておりませんけれども、着実に前に進めているというところでございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 今あなた重要な話をして、俺がやらなければならないかなと思ったら、おまえが言ってくれて助かった。みんな。4人の残っておる人は、基本的に反対ではないと。行政のやり方が悪いから、すぐには納得できぬというだけでしょう。そうだったら、次に打つ手がある。私なら1週間で解決します。どこが違うかわかりますか。これ言ってしまうと、それを受けて答弁するから、基本的に反対ではないということです。そうしたら、どうすれば賛成してもらえるのですか。

○議長（祝 優雄君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 基本的に反対ではないということでありますから、市長のほうからも答弁がありましたとおり、まずは信頼回復、これがかかなり進んできております。もう一步進めていけばいけるというふうに見ておりますので、そういう意味でまずは方向転換をしたのではないのだということをしっかりご説明してきたところであります。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 何もったいぶったようなことを言っているのだ。基本的に反対ではないとは、あとは印判押してもらうようにすればいいのではないか。もう一遍答弁させると、また似たようなこと言うから、ずばり言いましょうか。どうでしょうかと。無理なことは申し上げませんと。平成22年7月の25日、26日、このときに加賀博昭が言って12人中8人がP Iでいいでしょうと印判押してくれた。この4人の人たちに大事な財産を出してくれというのではない。平成22年の7月26日に8人の人が同意してくれたのだが、その同意のところまで歩み寄ってもらえないかという交渉やりましたか。やっていないでしょう。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） P Iのことについても、もちろん私も話しましたが、ただ議員が先ほどおっしゃったように、県の局長があと4人残ってP Iという段階まで来たと、これで前に進めるのではないかというお話をされたときに、多分お答えとして知事の了解があればできますというふうに局長は答えたはずであります。その後、私どもも局長と、ストレートにそんなに知事と話ができないのです、電話に出ないときもありますから。したがって、そういう意味では局長と話をし、それから知事のところとなるのですが、局長のまた考えは、知事は100%でなければだめだ、P Iではないのだと、こういうことを発言をしている。ころころ変わるという言葉は悪いのですが、そういう状況であります。したがって、加賀議員がやってくださったそここのところまではいいのです。すばらしい。それを我々踏襲すればいいのですが、そここのところでは県の段階でそれは違うと。やっぱり今後のP Iをやるにしても100%の同意が必要なことから、だめだよと、こういう話になるものですから、前へ進まないというのが今実態でございます。何か泣き言言っているようですけども、それが実態であるということだけご理解をいただきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それでは、このクリップでとめておるやつを資料を出します。これのナンバー5、坂井局長と私が会っておる写真だ。私が1人で会うと言ったのだけれども、その当時の金光議長が俺も傍聴者として行っていいか、そして議会事務局の中川君もこれ一緒になって来た。それから、行政側から池野君がみんな写真に写っておる。私が副議長をやめた直後の1月、総務課から電話入れた。そしたら坂井局長が、加賀先生の時間に合わせますので、どうぞ来てくださいと、いつでもお会いします。その結果、俺が97.4%とったの100%とみなすかと、いいかと。みなしていいと。あとは知事がいいと言えどP Iやれると、こう言った。それで、今後も私とこの問題で、私は副議長をやめておるけれども、今後も俺と話をやる用意があるなら握手しましょう、それからやる必要はないというなら握手断りなさい、そしたら、いやいや、やらせてくださいと握手した。この写真認めますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私は、その現場にいたわけではないわけでありますので、職員から聞いた上では、そういう状況だったということは聞いております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） あなたと何にもやってはいない、私に言わせれば。

そこで、ではもう一步踏み込んで2 S 3 Kが役立たないと、私はこう言っているのだ、冒頭に。それで、2 S 3 Kが役立たぬということについてお聞きしたい。いいですね。第1資料のナンバー5見てください。これが佐交第44号、これががんになっておる。つまり知事に22年の9月までに同意とると、こういう約束。それなら、この回答を出すに至った県からの文書というのはあるのですか。

○議長（祝 優雄君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 今ほどの佐交第44号のもとになりましたのが、平成21年12月16日の要請であります。このときには、公式な公文書としてではなく、佐渡市役所のほうに県から交通政策局長と空港課長が訪問してきました。その中で、県議会との議論を踏まえて再協議願いたいということでペーパー1枚持ってまいりました。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 坂井交通政策局長は、議会との関係でここへ来なければならなくなってきたのです。ところが、皆さんはそれに対して佐交第44号で9月までに同意とりますと回答してしまった。そこで泉田知事は、おまえらがとると言ったのではないか、このとおりやれと、こういうことなのです。それを2年だ、3年だとすぼかしているから、空港問題は進まない。知事の鼻を明かすには、同意とればいいのです。ここのところしっかりと。

それでは、何でそんな子供の使いみtainの聞いて佐交第44号を出したのですか。県から正式の要請文書下さいとなぜ言わないのですか。もし言ったとすれば文書があるはずですが、あったら示してください。

○議長（祝 優雄君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 文書については、公文書ではありませんでした。直接局長と課長がこちらへ訪問をして、県議会の議論を踏まえてこういう回答をいただきたいということで、メモ紙と言うと失礼ですが、1枚のペーパーで直接持参をしていただいたということでもあります。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） これ失敬千万だ。俺が職員でおったら、ばか言うのではないよと、ちゃんとした判こ押した文書を県から出せと。事業主体は誰なのだと。新潟県だろうが。うちはお手伝いするのだから、お手伝いができるような文書出せとなぜ言わないのだ。失敬千万なこういうこと書いてある。もしその同意が遅れたときには、その責任は佐渡市がとれと言っておるのです。それに何で公文書で回答したのですか。

○議長（祝 優雄君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 12月16日の県からの要請につきましては、先ほど申し上げましたとおり、直接来ていただきまして、再協議事項というペーパー1枚で依頼がございました。それに対し、回答する内容については、その前に全員協議会等にお諮りをする中で、私どもとしては公式な文書として当然回答すべきであろうということで回答いたしました。県からは、確かに職印をついた公文書ではいただい

りません。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 最も失礼なことが書いてある、このメモ書き。県が取得予定価格を示した後、速やかに地権者全員の同意を取得せよと。それは、21年の12月13日でしょう、県が500万のを200万に下げて同意取り直せと言った。では、この乱暴なことを認めて同意とれと言っておる。それに対して何か文句言ったのですか。

○議長（祝 優雄君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 12月の13日に県からそのような通告がありまして、それでは当時の市長、副市長とも相談をした中で、突然そういう話があつては同意の取得ができないということで、その後議員からもご指摘をいただいて、地権者の方々に平成5年の単価補償というような方向に持っていったということです。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 私に相談があつたのは、それから10日後の23日です。ここに竹内議長がおるから、またこのことについて当事者だった竹内議長が、当時の議長が一番よく知っておる。そこで、私が平成5年8月28日と現在の県が言ってくる金額の差額は幾らか、それ10億だというわけだ。そこで、私が10億円は佐渡市が負担するから、地権者の皆さん、同意をしないでくださいと書いて手紙出したのだろう。そしたら、報道機関はどういう報道しましたか。

○議長（祝 優雄君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 平成22年2月に新聞報道等で用地取得へ禁じ手、あしき前例になる、政治的な駆け引きで用地取得のルールを曲げてよいのかというようなことが22年の2月4日に新聞報道がされました。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 2月の4日にこのわけのわからぬ佐渡は禁じ手を使ったと書いて霞が関の関係者、国土交通省の公共用地室、下越の自治体の幹部、こういう人たちのコメントを添えて、佐渡市はとんでもないことをやっておるのだと、つまりあしき前例を残すぞと、こういうことをやっておる。それに対して私が内容証明出したの、いつですか。

○議長（祝 優雄君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 新聞報道の出た翌日、2月5日でございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） この新聞社のかなり報道記者と書いて、割と力のある記者。わずか6行の署名記事に6億円の増しは容認できないというのが私の内容証明でしょう。そしたら、どういうふうに変わってきました。

○議長（祝 優雄君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 同月27日に改めて新聞記事が出ました。行革の推進委員会の委員もされておりました田村新大教授のコメントが出ておりまして、記事の内容については180度転換したような記事が掲載されました。4日の段階では、あしき前例、禁じ手を打ってしまったという報道でありましたけれ

ども、27日の記事では県営空港として県が責任を持って整備すべきであること、県が平成5年当時から時価を上回る価格を提示し、地権者に期待を持たせてきたのに、今になって佐渡市に押しつけるのは責任転嫁だというような内容が変わった記事が出ました。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） そのときの内容証明の魂の部分がある。内容証明は、虫眼鏡で読んでもらえばわかる。佐渡は、離島ゆえに医療を守るために佐渡総合病院の建設に30億円と用地を無償で提供し、観光客の減少を将来食いとめたいと県営空港の無理難題にも耐える姿を正しく報道してくれる新聞が1つぐらいあってもよいのではないかと、社会の抗議として。ましてやうそ書いたのは、直ちに読者に対して訂正せよと、こう書いてあったのだ。そのとおりですか。

○議長（祝 優雄君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） そのとおりでございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長、よく聞いてください。4日の新聞、5日で内容証明で反撃したのです。そして、新聞記事ががらっと変わってしまって、県が悪いのだと、こういうふうになってきたのです。この気迫を持つての退治の仕方というのが大事なのだ。

では、聞くが、この事業を進めるときに促進協というのがある。促進協というのは、1年に幾ら金使っておるのですか。

○議長（祝 優雄君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 促進協議会の24年度の予算ベースでいきますと、佐渡市から338万8,000円の負担金を支出しております。それから、その他民間の団体から計55万円をいただいて運営しております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それでは、念のために聞くが、今までの総額、多少年度によってばらつきある。本年まで促進協というのを立ち上げてから今日まで幾ら金使っていますか。

○議長（祝 優雄君） 渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） まず、合併後の平成16年から本年の当初予算の25年までの予算額でいきますと2,783万6,000円、10年間ですので、10で割ると約278万ぐらいになります。それから、設立が昭和60年になりますので、60年設立時から25年までですと8,400万円ほど、29年間で割りますと約290万円ということでございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） はみ出し議員とここ違う。はみ出し議員があなたたちから一銭だっでもらっていません。しかし、事、空港2,000メートルというのは佐渡にとってはまさに生命線であるから、新聞好機といえども、くだらぬことを言うやつは加賀博昭の手で反撃してやると反撃したから、かかってきたわけでしょう。なら促進協が一遍だって市民の皆さんに佐渡の将来のために、佐渡を発展させるために空港2,000メートルが要ののですという島民向けの宣伝やっていますか、こんな莫大な金を使っておって。

○議長（祝 優雄君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明します。

全くやっていないというわけではございません。まずは、定期的な機関誌「飛翔」というものがござい
ますが、年に数回発行しております。それから、市報「さど」、この中でも施政方針の説明等の中で説明
しておりますし、あと空の日とか、池袋のアイランダーとか、トライアスロン大会、両津でフェスタとか、
そういう各種イベント等においてもブースを構えて宣伝しておりますが、この中で2,000メートル化の必
要性や効果、それから全国の離島の状況とか、そういったものについて説明させていただいております。

それから、促進協の活動の中で確かにお金を使って成果出ているのかというご指摘であります。近年
のところでちょっと大きなものだけご紹介させていただきますと、平成20年の10月2日、佐渡羽田デモフ
ライト、ATRのデモフライトであります。このとき、それから21年の2月の12日、2,000メートル化
羽田航空路の開設に向けての全島の署名活動、全体で5万7,000人ほどいただきましたけれども、この署
名活動も促進協として取り組みをしております。それから、同年の5月の12日、アミューズメント佐渡に
おきまして佐渡空港フォーラムを開催をし、900名ほどご来場いただいております。また、23年の2月15日
には県議会へP Iの陳情、知事への要望、それから本年の3月5日には県、県議会、自民党県連、こちら
のほうに2,000メートル化の要望をしてきたというところでございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 今言ったのは私の目にもとまらぬから、佐渡の島民には全然目にとまっておりませ
ん。

それなら改めて聞くが、この加賀報告の資料ナンバー1、これの⑩。あの10億を負担すると言ったら、
私のところへ抗議の手紙が来た。それに対して私が懇切丁寧に回答した。そしたら、また手紙が来た。最
初の手紙の核心の部分はどれで、後の手紙の核心の部分はどれですか、お答えください。

○議長（祝 優雄君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） まず、市民の方から来た手紙の内容ですが、22年の1月の29日に臨時議会
を開催をして、約15.9億円の用地取得補償の特別会計の上程をする市議会が開催されました。同日可決を
されまして、それを受けての手紙だというふうに見ております。内容としましては、16億円あれば生活保
護も受けなくて我慢している老人の人たち、年金生活の人たちに対してもっと十分な生活が受けられるの
ではないかと、県に対する気構えを示すためとありますが、県へそのような気構えを持たなければでき
ないような空港なら、そのうちに太刀打ちできなくなるというような厳しいお手紙が来たようであります。
それに対する加賀議員の返事の内容については、この資料の中にありますけれども、この空港がなぜ要る
かというようなことや空港問題の経過、今日の問題点を丁寧に答えをして、私もその説明を聞いて納得
をしましたというような手紙になっておるようです。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長、いいですか。私一円もお金もらっておらないです。しかし、空港が大事だか
ら、こういう人の疑問に懇切丁寧に答えて、そのことは佐渡島民が共通の情報として知る必要があると思
うから、加賀報告でこれは新聞の発行部数2万以上これ出したのです。だから、市民はかなりわかってお
るのです、このこと。あなた1億の金を促進協にやっておって広報活動やれと言わなかったの。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 促進協の業務、主たるものはやっぱり広報活動で、市民の皆さんの意見をまとめて、

こういう方向でいかなければならないということをPRするのが促進協の仕事でございますから、そういう意味では私もその会議にちょっと出たわけでありましてけれども、そのときにも申し上げたところであります。これは、ぜひ島民一丸となってやっていかなければならないことだということでは申し上げているつもりではあります。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それもつまり企画をするのが私は空港対策室だと思うのです。4人おって何やっておるのですかと改めて聞くが、どうなのですか。そういう発想したのですか。

○議長（祝 優雄君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 当課の空港対策室が促進協議会の事務局も兼務してやっております。確かに広報紙、市報も含めて1回広報して見ない方もいらっしゃると思いますので、引き続き広報については何度も何度も徹底してやっていきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 何度も何度もいったって、やっていない。もっと市民の心に当たる、つまり市民が納得するような広報活動をなぜ企画しないのだ。

市長に聞く。4人もおるのだ。給料だって半端な給料ではないです、あなた。それだけやっておってこの企画一つやれぬというのは、どういうことなのですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） これは、4人が常に遊んでいるわけでも何でもないので、一生懸命やるという気持ちはあるわけ。ただ、あえて言うならば、加賀議員と我々、私を含めた職員とのその差があるのだと思っておりますが、これからは一生懸命それは頑張っていかなければならないと思っています。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それなら聞くが、先般私は振興局に乗り込んで、俺のところから派遣している斎藤を引き上げるぞと。新潟県が2,000メートルについてやるというなら、俺のところの職員を1人小間使に使ってもらってもいいけれども、2,000メートルやらぬのに俺のところの職員を1人、先ほどの話だと、700万円ぐらいだと。700万やって振興局が小間使に使っておるのだ。だから、俺は市長に言ってこれは引き上げると、こう言ってきたのだが、そんなこと言ったことがあるのか。行政改革、これちょっとはそんなこと言ったのか。こんな職員を県に派遣してどうするのだぐらいのことは言ったのか、課長。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） その点については、私と加賀議員は同じ認識を持っております。したがって、何もやらなければ引き上げろということも私は課長との話し合いの中で私はやりました。しかしながら、今大事なときに、地権者の同意をとろうとしているときにあそこの職員がいなくなると、用地課ですか、あれが潰れるというようなこともございましたので、それでは仕方ないなということになったので、基本的なスタンスはそのとおりであります。私もそのことは常に思っておって、そのときにも申し上げた。けれども、今交渉をやっている最中に県の用地課がなくなるということになると、これはまたおかしい話です。ということで、今回1年ということで私は許可を出したわけです。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） そんなことは、あなた理由にならない。すぐ引き揚げると、俺はこう言ったのだ。斎藤は引き上げる。そのかわりに別ののをよこすと。それには佐渡市の意向を負わせてよこす。俺は、2,000メートルやるために県の振興局へ派遣されてきておるので、それをやってくれと。例えば4人おる人たちのところへ回ってやってくれと。そうでなければ、俺はまだ帰らないのだと言わせるが、どうだと、こう言った。渡部というのが課長なのだ。困っておったけれども、承りますと、こういうことだった。あなたたちは、この話をしましたか。つまりおまえもやれと、2,000メートルといって。県の振興局に。

○議長（祝 優雄君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 本年度のこの事務所への派遣については、私も先ほどの市長と同じように、効果がないのであれば、我々も行政改革の一環の中で職員がかなり減ってきておりますし、かなり仕事もきつくなってきておるということも踏まえてそういうことは申し上げてきました。派遣する以上は、何の仕事もさせて、どういう成果を上げていくのだというところで派遣のタイムリミットまで、ぎりぎりまでこちら側の要請もしてまいりました。その中である程度空港用地課という課があるわけですから、そういう専門的な視野に立った指導、助言もいただきたいし、県が主導的にある程度空港から本庁のほうとも連絡をとり合って進めていただきたいという中で本年度も派遣をしたということでもありますので、無条件にのんだということではございませんで、ある程度抗議も含めてやってきたというところであります。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 即行動しなさい、即行動を。

それでは、ちょっと時間の調整があるので、改めてその部分については触れることにして、別のところへちょっと進みたいと思います。それでは、県の離島振興計画の中の佐渡空港の扱いはどう書いてありますか。

○議長（祝 優雄君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 県の離島振興計画の中において、25年度から新たな計画になるのですが、まだ公表されておりませんので、今現在の計画で申し上げます。

航空路については、佐渡振興と住民生活の安定、利便性向上の観点から、空港の滑走路延長計画とあわせて大都市圏と直結する路線の開設を目指す。空港については、大都市圏とのジェット機等による直行便の就航が可能となる滑走路延長計画の事業化を図るという記載があります。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それなら、合併したときにこの空港問題についてはこうするのだという佐渡の意思が示されておるのですか、それはどう書いてありますか。

○議長（祝 優雄君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 合併時の新市建設計画の中で、第3章の中ですが、観光客、生鮮食料品、工業製品等の輸送時間の短縮が必要であり、佐渡空港を拡張整備し、ジェット機の就航により大都市圏との航空ネットワークの形成が必要だというふうに書かれております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 改めて総括資料の、余り見たくないのだけれども、泉田知事の顔のところ見てください。一時の赤字を理由に離島の切り捨てをするというのは、地方切り捨ての一助につながる。多少の赤

字があったって公共交通というのはやるべきものなのだと思います。泉田知事は、先ほどの離島振興の空港問題を踏まえて、こういう発言をしておる。また、青木太一郎氏の質問に対して答えている。資料ナンバー6だと思いますが、見てください。そうすれば、知事も県の方針に従って発言しておる。それが何で動かぬのですか。

○議長（祝 優雄君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 知事の一時期の赤字を理由にやめていいのかという発言は、確かに22年の2月県議会でも発言がありました。私どもとしては、知事の発言のとおり、これからも県のほうには強く働きかけていきたいと考えております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） それは、資料ナンバー6にこうなっているでしょう。青木太一郎氏は私に会って、加賀さん、同意、その他のことについて教えてほしいのだ。何で要るのだと言ったら、12月8日の連合委員会で俺質問したいと思うので、教えてくれと言うから、教えてやった。そしたら、そのやりとりがあって、知事はこう言っておる。今後議会において航空路開設請願の採択や推進決議をいただけるようであれば、そのときに改めて取り組んでいきたいと思います。つまり考えるとは言っておきません。やる言っておるのだ。このことについて、知事と膝詰め談判やりましたか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 知事とはやっておりませんが、局長とは当時やりました。こういうことなのであります。知事は、確かにこういうふうに議会で答弁をいたしております。ということは、その根底にあるものは何かというと、当時2,000メートルはよろしいと、議会のほうは、2,000メートルはよろしい。しかし、自分で会社をつくってやるには赤字がいっぱい出るので、これは反対だということであれ否決されたのです。このことについて、私は県議会のほうにもこれを話をしました。知事がこう答弁しているのだから、ぜひ頼みますということのをこれは幹部にも話をしてきたところであります。ところが、この根底にあるものは何かというと、やっぱり空港会社をつくるというものがあると皆さん思っているのです、県議会の人たちも。ですので、これがなかなかできないというのが今実態であります。そういうことであります。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 私が間違えて市議会議員なんかになっておるから、俺が県議会におれば、こんな問題は一遍に解決する、それ根拠がある。

それなら、知事がこう言っておるのです。それでは、加賀資料ナンバー15を見てください。私は、そんなもの見なくても、みんな頭に入っておる。間違いないと思います、15。資料ナンバー15、先ほど課長読んだ部分。そこで、財務課長に聞きたい、ずばり。佐渡にこういう規定がある以上は、これ合併特例債使えますね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 加賀君、こちら答弁要旨がわからぬというから、もう一度質問してください。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 合併特例債というものは、知事との協議を要するとなっておる。しかし、佐渡市が合併特例債を使うためには、佐渡市意思決定というのがなければだめだとなっておる。資料ナンバー15号

見なさい。アンダーライン引いておるでしょう。使えるということでしょう。

○議長（祝 優雄君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 合併特例債につきましては、今議員が言われたとおり、県の協議を要しますけれども、あとの要件としては新市建設計画に登載されている事業であれば対象になるということでございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 先ほど私は泉田さん聞いておれと、加賀が新しい提案をするからなと、こう言っておる。知事も一旦飛行機会社つくると言った以上はメンツがあるものだから、なかなかそれを引き下げないのだ。県議会とけんかやっておるのだ。いいだろう。初期投資の飛行機2機買うのは60億要るのだ。その60億初期投資、佐渡市がみんな持とうではないか。六七、四十二、42億は国の金だ。さあ、県議会は同意して、2人おるのだが、あの県会議員が役立たぬ。役立たぬで仕方ない、役立たぬのを県会議員にしたのだから。提案しましょう。知事、佐渡はどうしても2,000メートル要ると。世界遺産もそこへぶら下っておる。観光客もこれから伸ばさなければいけない。俺のところで飛行機2機買うから航空会社つくってくれと、こう言って交渉したらどうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） あくまでも今の空港というのは県営空港でありますから、県が自らそれは買うのが当然だと私は思っております。県営空港ですから。佐渡市営空港ならば佐渡市が飛行機を2機買って飛ばしますから、どうぞ何とかお願いしたいということあるけれども、県営空港でございますので、それは私の口から知事に対して2機買うからやってくれということは、なかなか言えないということです。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） いかにあなたたちが役立たずだかと。方便だというの。方便というものは、こっちはけんかの材料を持っていかなければいけない。どうしてもだめなら、お金のことでだめだというなら合併特例債使って飛行機買いますが、本来知事、あなたがやらなければならないのですよ。しかし、どうしてもだめなら佐渡が知恵を出して合併特例債使ってやる。そのかわり国が7割出すのだから、六七、四十二、40億ぐらい出す。そしたら、佐渡は20億出せば羽田航路が買えるということではないか。市民の皆さん、聞いておいてください。政治家の力があるかないか、こういう発想するかしないかなのだ。それを私の口から言えませんか、そんなことで前へ進みますか。あなたそこで固持しますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 先ほども申し上げたように、これは県営空港でありますし、本当はそうではないのだけれども、そうだというようなことは、ちょっと私は考えつかないわけでありますけれども、基本的には県営空港でありますので……

○22番（加賀博昭君） それは、わかっておる。

○市長（甲斐元也君） はい。ですので、そういう意味では……

○22番（加賀博昭君） 相談してみろということ。

○市長（甲斐元也君） ですから、それは私の口から、これだけのお金を出しますので、ひとつ頼みますということは知事には申し上げられない……

○22番（加賀博昭君）　そこが頭の悪いところなのだ。

○議長（祝　優雄君）　加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君）　あなた頭も悪いし、行動も弱い。何も金出したいとこっちは張り切っておるわけではない。どうしてもそれが障害になっておるなら、佐渡も応分の負担しますよと。知事さん、本気になってやってください。そうすれば、県議会だって佐渡にそれだけ負担させるということになれば、俺たちもなら賛成してやるかと、こうなるのではないかと。その突破口を開かないで、あれは県営空港だなんてばかなこと言っておいてどうなりますか。

そこで、もう一つ。きょうは、防衛省が聞いておるのです、私の質問を。防衛省に申し上げたい。平成18年、大田昌秀参議院に対して質問主意書で回答しておるのですが、これは閣議決定を経たものなのですが、佐渡市には連絡したということになっておるのですが、どうなっておるのですか。

○議長（祝　優雄君）　本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間　聡君）　ガメラレーダー配備計画における経過をちょっとご説明申し上げます。

平成17年12月20日に中期防衛計画、これが閣議決定されまして、それと同時に佐渡分屯基地が来庁いたしました。佐渡に新型レーダーが配備されることの内定の旨の説明を受けております。その後、東京防衛施設庁の担当者から事務レベルでの説明がありましたけれども、先ほど議員のご質問の件については、当時では防衛省からの正式な説明はなかったと。

以上であります。

○議長（祝　優雄君）　加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君）　それでは、防衛省はそのことで気にしておるわけだ、閣議決定したことをやっていないということで。それで、あなたのところへ資料を送れということですが、どの程度の資料を送りましたか。

○議長（祝　優雄君）　本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間　聡君）　資料的には、事務レベルの説明段階では概要的なものでしかございません。詳細の説明はございませんでした。

○22番（加賀博昭君）　俺が聞いておることをおまえ答えていない。おまえ送った資料を送ったのだかと、どのものを送ったのだと聞いておる。きのう送ったのだろうか。おまえ俺に了解を得て送ったのだろうか。何考えているのだ。

○危機管理主幹（本間　聡君）　新潟防衛事務所には、今回のガメラレーダーに関する今議会の説明資料を送付しております。

○議長（祝　優雄君）　加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君）　だんだん時間がなくなったから、やるから、いいですか。これは、防衛省を連れてきなさい、防衛省。そこに藤井政策監おるだろう。国から来ておるだろう。防衛省に説明せよと、ガメラレーダーと国民保護法。そうすれば、国民保護法に照らせば空港2,000メートルぐらい国の責任においてつくって当然ではないか。こういう交渉を私はするべきだと思うのです。防衛省は、今私に情報を得ておるのですが、加賀質問というのを非常に神経とがらせて、この交渉を私はやるべきだと思うのですが、どうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 防衛省は、今どういう考えであるのか。先ほど危機管理主幹のほうから話がありましたけれども、閣議決定される前、閣議決定の中に書いてあることは書いてある。その前の説明というのは、全くないわけでありまして。その後はある。だから、もしも間違いとすれば、閣議決定したわけですから、その前に説明しておらなければだめなのだ。後で言ったってだめなのだ。その点については、何らかの形で私はやらなければならぬと思っています。時系列的に違う部分があるということですので、その点についてどうしてこれが説明がなかったのかということについては、これやらなければならぬと思っています。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 聞かなければならぬではないのだ。こっちの言い分があるのだと。北朝鮮がミサイル撃ったときには、あのガメラレーダーというやつは自分の体を隠すために自分で電波を出す、これは軍事機密なのだけれども、これはあるところで軍人が私に言ったのだから、公表してしまったのだから、もう俺は言ってもいいだろうと思う。そうすると、ガメラレーダーはミサイルから見えなくなる。そうすれば行くところないから、市役所にでも挨拶に行こうかと、どんと来ると。こういう危険性はらんでおる。そういうものを佐渡の妙見山につくって、それで後は知らぬというわけにいかぬだろう。責任とらせようと思うが、どうだ。その交渉やりますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今すぐにやるとか、やらぬとかということではなくて、また議員なりの方々と相談しながら進めます。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） あなたたちのそのいまいち吹っ切れないところに言って聞かせてもわからぬ。言って聞かせてもやらないというところに、この空港問題がこれだけこじれておる原因があるのだ。

そこで、時間がなくなっておるから、先ほど国保について聞きました。本算定どうなっていますか。

○議長（祝 優雄君） 川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） ご説明いたします。

本年度の本算定がどうなったかということでございますけれども、先ほど加賀議員のほうからもお話があったとおり、昨日国保の運営協議会を開催いたしまして、本年度の国保の税率等のご協議をいただきました。それを踏まえまして、後日国保関係の議案を配付して追加上程をさせていただくことにしておりますので、詳細はその議案で確認していただきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 上がったのか下がったのか。

○議長（祝 優雄君） 市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） ご説明します。

本年度の国保の運営協議会のほうには、方針といたしまして、国保税の本算定の考え方、基本的には昨年度の国保の改正に基づいた考え方で進めるということとし、さらに今年度の国保財政の収支見込みも含めまして、平成27年度からの全ての医療費の共同事業化、こういったものを見据えながら算定するという

ことをごさいますて、今の現状ですと、国保税の税率を引き上げるような状況でごさいます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 国保は、それでもって上がるというのだから、これは出てきたときにまたやらなければならない。

私は、きょうは飛行場問題に決着つけるよと。もしだめなら、私は泉田知事にも会います。そうしてこれ打開を図らなければどうするのですか。国にも瑕疵があるのだから、ここは談判するわという姿勢がなければだめだと思うのですが、あなた今でも国とはちょっとやりにくいわという考えですか、やるという気持ちですか、どっちですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私は、県に対しても国に対しても、加賀資料ではございませんけれども、そこに書いてある資料ではございませんが、私自身はこれは県営空港だからやってくれということはどんどん言っているわけでありまして、それで国に対してもそれは言うべきことはちゃんと言わなければならぬと思っています。それはやります。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 県議会の記録によると、俺の資料を使っておる、県議会。同意率は97.4%、俺の使っておる資料を使っておるのではないかと思うが、間違いないですか。

○議長（祝 優雄君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 済みません。今議員が見ておられます県議会の議事録というのをちょっと私承知しておりませんけれども、いつのものでしょうか。ちょっと知りません。

○22番（加賀博昭君） 見ておらぬというのだから、やらなければならない。ちょっと待っている。これやるわ。はい……これ見なさい。加賀博昭のやったところと書いてあるのだ。

○議長（祝 優雄君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 今ほどいただきました23年の2月定例会において、今後の佐渡を考える会のほうから県議の紹介議員の署名を得て請願が出たというところの採択、これについては承知をしております。

○22番（加賀博昭君） その大事なところを読め。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 内容ですか。

○22番（加賀博昭君） 97.4%というのは、俺がこののをとったのだぞと言っておるのをそっちのほうで使っておるのではないか、それ。

○交通政策課長（渡邊裕次君） この請願の内容について、では核心の部分だけ申し上げます……

○22番（加賀博昭君） その数字のところだけ間違いないかどうかを聞いておる。時間がないのだから。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ようやく97.4%の地元の合意形成が図られたところであるというふうに記載されております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長、わかりましたか。佐渡空港の難題は、失礼けれども、この加賀博昭が片っ

端から反論し、今日の状態を維持しておく。しかも、一番難しいと言われる同意の97.4%、県議会でも県知事も認めておる。今後精力的にやりますか、腹を据えて。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 2,000メートルを実現するためには、佐渡市のとるべきことは1つなのだ。同意をとるということです。これについて邁進して頑張っていきたいと思っています。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 3年かかってやってだめなものが4年かかってやれるか。そういうことはあるけれども、これで質問終わります。しっかり据えてやりなさい、しっかり腹を据えて。

○議長（祝 優雄君） 以上で加賀博昭君の一般質問は終わりました。

ここで休憩いたします。

午前 11時40分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

金子克己君の一般質問を許します。

金子克己君。

〔18番 金子克己君登壇〕

○18番（金子克己君） 自由・三クラブの金子克己です。通告してある事項について、これから一般質問をさせていただきます。

市の行政財産施設には、公益組織団体等が入居、間借りし、活動していますが、施設利用のためには行政財産目的外使用条例があり、利用したい組織団体が申請書を提出し、許可を受け、市民サービスに努める発信基地として活躍いただいている。しかし、中にはこの適用が安易、怠慢なため、余りにも幼稚な運用不祥事が起きている。私から見て、担当が処理もできず、指導も管理能力も発揮できないという事態が起きております。また、昨年10月下旬、市の教育委員会事務所内においてロッカーに無造作に置いた多額の現金が盗難か紛失かわからないという事態がありますが、これが事実とすれば、この多額現金の管理は皆さんの一言で、公の事務所内においての施設管理体制が余りにもお粗末な事件です。しかし、教育委員会は関係ない、調査もしないと言っているのです。現状は、いまだ未解決状態が続いていますが、誰も現場管理の責任を私たちにはないと負わない、見て見ぬふりをしているのであります。それは、教育行政財産目的外使用の団体組織で起きた事件であるが、我々は関知できないと教育委員会は一点張りです。

そこで、聞かせていただきたい。この事件の経過、警察の所見、担当課の対応、また自己管理施設内で事件は起き、施設管理者であり、管理体制責任を負うべき立場の考えをお聞かせをいただきたいと思います。私は、後ほど2次質問以降の中で明らかにしますが、早くから指摘されているにもかかわらず、すぐに対応処理できず、与えられた事務権限や条例等を含む長期間適正に4月15日の時点では執行されておられません。見て見ぬ怠慢で長期間市財政収入に被害を及ぼしているのが現状ではないでしょうか。

また、この組織に介護予防教室関連事業が予算査定を受け、年ごとに増額の委託費支出があり、議会にもこれ責任はありますが、委託契約条項が適正審査と本当に事業実績検証の上、執行されているのかお聞

かせをいただきたいと思います。私は、どんな市民サービスにつながる事業で成果が上がろうと、そこに不明朗な疑念を抱かせる存在があるなら公の機関としては是正し、名実ともに市民サービス事業に導く必要があると捉え、今回質問をさせていただいております。市長、教育長の答弁を求めます。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君の一般質問に対する答弁を許します。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、金子議員の質問にお答えを申し上げます。

この盗難事件等々のてんまつ、さらにはそれに伴う庁舎管理の問題でございますけれども、議員がおっしゃるとおり、行政運営には一定のルールがございます。法的な根拠もあるわけであります。それを曖昧にしてはならないということは当然であります。したがって、その中で管理を適正に行わなければならないということはもちろんであり、さらに不明朗な対応は許されないということは基本中の基本であります。したがって、その内容について教育委員会のほうから説明をさせます。

次に、介護予防事業でございます。これは、佐渡市いきいき活躍盛り応援プランに盛り込んでおり、事業に参加することで元気な高齢者を増加をさせ、介護給付費の抑制を図っていく重要な事業と位置づけております。その中で事業内容については、介護予防事業委託契約書を遵守をしているかどうか、委託料について正しいかどうかということについて実績報告書で収支の状況を審査、検証し、執行しているところであります。これは、委託契約書の5条、6条の項目であります。今後そういう意味で適正に執行しているということですが、今後さらに運動機能の向上、閉じこもり予防などについて介護予防事業の効果を検証しながら、議員ご指摘のようなことがないように適切に対応させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 答弁をいたします。

昨年10月下旬の事案につきまして、その経過をご説明させていただきます。当該教育施設事務室の使用者から、書庫に入れていた現金がなくなったとの申し出がございました。当該使用者は、当該施設係長、施設警備委託業者に連絡するとともに、警察へも通報をしました。社会教育課では、すぐに現場に行き、その対応に立ち会い、警察による現場検証、関係者への事情聴取等が行われました。警察の現場検証の所見では、外部からの侵入は考えられない。事務室に管理人が不在の間に誰かが侵入したことも想定されるということでした。施設の管理者は教育委員会であり、当該施設使用者に対し、事務室に多額の現金を置くことは適切でないと考え、事務室で現金を保管しないように、そのように申し入れをしました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君の質問を許します。

○18番（金子克己君） 2次質問の中で明らかにしていきますが、私は今の市長の答弁にはある程度納得しております。ぜひ検証するところはしてもらいたいと思っております。後ほど高齢福祉課長にまた聞きますが、教育長の今の答弁には全く不満です。

まず先、現金盗難事件のほうから整理をしたいと思いますので、質問します。それでは、甲斐市長にまず先このことで聞きますが、地方公務員法の服務規程の職責をお聞かせをいただきたいと思っております。

が、これは発言に関する参考資料を渡してあるわけですから、答弁できると思うのですが、地方公務員法第6節、サービスの第30条、第31条、第32条、それからまたこれに関して第29条の第2項でいう懲戒は、この第32条に該当した場合、この懲戒が当たるのかどうなのか、そういうことも含めてちょっと市長の考えを、県の公僕として長く務めて、その経験から教えていただきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今議員ご質問の地方公務員法第32条でございますけれども、ちょっと読ませていただきます。「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」。これは、先ほど私がご答弁申し上げた、ここまで詳しいことは申し上げませんでしたけれども、その趣旨のことをご答弁を申し上げたということでありまして、当然のことというのはおかしいですけれども、これは遵守していかなければならないというふうに私は思っております。そのことを先ほど答弁申し上げたわけでございます。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） 冒頭この地方公務員法のことを聞いて、この3点の後のほうのまとめのほうでこれについてまた突っ込んで聞くとありますが、よろしくお願いします。

それから、きょう忙しい中を清水代表監査委員に出席をいただいておりますが、代表監査委員のほうにも発言に関する参考資料で、ぜひこのことは見ておいてもらいたいという文書を出してあるわけですが、自らがまとめて提出した平成23年3月発行の佐監第3031号は、随時監査で事務所等を行政財産目的外使用で許可した3課、29件を対象にしたそのものでありますが、この中の9、指摘事項（7）、その他の項のAについて調査をした目的をお聞かせいただきたいのであります。

○議長（祝 優雄君） 清水代表監査委員。

○代表監査委員（清水一次君） お答え申し上げます。

この随時監査でございますが、一応、22年度の監査計画の中で目的外使用の関係、案件を検討しておったところでございます。そこで、議員の方と協議いたしまして、その内容を精査しました。その結果、この3課の部分でもって29件あったわけでございますが、これを中心に今回は見させてもらおうということで関係課の説明と、それから現場を監査させていただきました。いわゆる目的というよりは、年度計画の中でこの随時監査という項目の扱いをさせていただきましたので、その点よろしく願いいたします。

○18番（金子克己君） いや、私が聞いたのは、（7）のその他のAの指摘事項があるわけですね。その説明を求めているのですが。

○代表監査委員（清水一次君） ちょっと待ってください。

○議長（祝 優雄君） 金子議員、済みませんが、もう一度今のところを正確に質問してくれますか。

金子克己君。

○18番（金子克己君） 今言ったように、見ていますか。9、指摘事項の（7）、その他、Aについての、指摘事項の中にこれがあるわけですが、どういうことを目的にしてこれがあって、そして指摘事項、ですから、できたらこのAを説明を願いたいのですが。

○議長（祝 優雄君） 清水代表監査委員。

○代表監査委員（清水一次君） お答え申し上げます。

2カ所ほど一般行政職員の方が座っておるその横に、この目的外使用の関係の職員の方の机が設置されておりました。そうしますと、ちょうど私たちがお伺いしたときにその職員が市のほうに電話が入ってまいりましたので、その電話を受け取りまして、対応しておりました。どどこから電話ですということでも市の職員にそれを受け渡しておた。この事例を目の当たりにいたしました。それと同時に、この市の場合には一応こういう目的がある人については余裕があればお貸ししてもよろしいと、こうなっているわけです。それが市の職員と一緒に机が並んでおりまして、これはまずいと、セキュリティの問題も含めまして。そういったことの内容をこの7のアにうたっておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） 随時監査で調査したこの2件については、セキュリティと保安上の関係から併設の事務所使用は、これはまずいという指摘の文書ですよ。そういうふうに今答弁なさったと思うのですが、今回審査調査報告した3課以外で指摘事項に該当する案件が見受けられたらどのように監査委員としては対応しますか、教えていただきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 清水代表監査委員。

○代表監査委員（清水一次君） お答えいたします。

今のところ、どこの課、どこの部分というふうな計画は立てておりませんが、年間計画の中で随意監査をやるという点については計画いたしておりますので、今議員のおっしゃるような情報があれば、それらも参考にさせていただいて今後検討していきたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） また後ほど代表監査委員には答弁いただきたいと思いますが、それではきょうは宮川教育委員長、ありがとうございます、お忙しい中を出席いただきまして。佐渡市教育行政のトップは教育委員長であるというように私は認識し、教育委員会所管に係る事項の答弁のため出席を求めました。まず、初めて議場へ上がったその感想を述べてください。

○議長（祝 優雄君） 宮川教育委員長。

○教育委員長（宮川安則君） ごめんください。昨年5月より教育委員長を仰せつかっております湊出身の宮川安則です。初めてであります。緊張しております。事務局からこれらの問題について、あらかじめ資料をいただいておりますので、勉強はしてきましたが、一挙手一投足について質問されると、なかなかすぐにはお答えできない部分もあるかと思いますが、自分の経験をもとに心を込めてお話ししたいなというふうに思っています。来るときに議場を間違えて向こうまで行ってしまうような、そういう失態もやらかしておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） それなら、佐渡市教育委員会の教育委員長としての職責をまずお聞かせ願いたい。

それと同時に、大変教育者に申しわけないのですが、指示と指導と助言、この言葉の違いというのは、

言葉の意味をぜひお教え願いたいのですが。

○議長（祝 優雄君） 宮川教育委員長。

○教育委員長（宮川安則君） 最初にお話ししました教育委員会のことですが、教育行政上のトップであろうというふうに、委員長はその職にあるだろうというふうに思っております。月に1回の定例会あるいは臨時会がこのような問題がありますと開かれます。それらについて5人の委員で審議をし、合議で評議すると、決するというふうになっております。

2点目は、指導と助言……

○18番（金子克己君） 指示、指導、助言の意味を、まことに申しわけありません。

○教育委員長（宮川安則君） 辞典だとか、いろいろ出ていますが、指導というのは、いわゆる管理監督庁が行うような行政指導的な意味を持つのではないかというふうに思われますし、助言というのは相談等に応じた援助あるいは支援の一環として行う意味合いかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） なぜこういうばかげた質問するかというと、後でこの言葉が重要で、たびたび教育委員会のほうから発せられたものですから、まず私はどのような認識を持ってこの言葉を使っておるのかと聞いたわけですが、私もいろいろな人に助言いただいて聞いたところによると、助言というのは横においてささやくことだと。指導は、正面を向いて相手に教えることだ。指示というのは、頭越しに言うことだと。その場合、指示と助言には開きがありますけれども、その中間の指導については受け取る側によって違うのだと、そんなに開きはないのだというように聞いておるものですから、まずその言葉をお聞かせを願ったわけでございます。もちろん委員会の5人の教育委員の合議制のもとでそのトップを、議長を仰せつかっておる教育委員長ですから、事務方は教育長をお願いをしておるわけですが、あくまでも私は教育委員会のトップは教育委員長であるというふうに認識をしてきょう来ていただきました。責任者として来ていただきましたので、よろしくお願いします。

小林教育長のほうにお願いをします。教育長の佐渡市教育行政における職責をお聞かせ願いたい。また、佐渡市教育委員会一般職の管理監督も責務の一つですが、教育行政職員は服務規程に照らし、法令遵守、遂行されていますか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 教育長の職責でございますが、1点は現場の教育委員会の事務局の一応最高責任者ということで、職員を監督していくというようなこと。それから、教育委員会の会議には必ず参加し、助言をしていくというようなことがあります。もちろん職員が法に反するようなことをしていれば、もちろんそれは問題ですし、事務局の最高責任者としての教育長のほうも自ら襟を正して、そういうことがもし仮にあれば是正をしていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） それでは、社会教育課長のほうにお尋ねをしますが、先ほど教育長のほうからも事件が発生してからすぐに担当課が対応したという、これは社会教育課長が事件発生後30分以内に現場に駆けつけたというようなことは聞いておりますが、どのように現場に到着後対応したのか。この盗難事件の

発生、どのように対応したのか。また、そのとき施設管理者の立場で何を感じましたか、お聞かせ
願いたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 補足説明を許します。

小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明をさせていただきます。

現場に到着しましたところ、当該団体の代表の方というか、事務の方が事務所内のロッカーにあった現金がなくなっているというふうな発言がございました。それで、警察に届け出るべきかというふうな判断も当時ちゅうちょしている部分がありましたので、盗難であれば直ちに届けるべきという判断をしまして、そのように申し伝えたところを覚えております。既にその時点では、セキュリティー会社の方が現場に向かっておりました。事情を確認しました。問題点というのは幾つかございますが、現金を置いた時間が土曜日の午後2時ごろから発見をした日曜日までの間というふうに聞いております。その時間帯のときに、夜間にセキュリティー会社の感熱式のアラームが発報したということがございました。そのために誰かそこに人間が夜間入ったのではないかということが1つ考えられました。それでセキュリティー会社にその発報の原因について詳細を調べていただきましたが、また警察が来て、警察からもいろんな所見をお伺いしましたが、夜間に人間が侵入したような経緯はないというふうなご説明もいただきました。では、その異常発報はなぜあったのかということで、そこはセキュリティー会社に確認をしましたところ、宿直室と連動した部分であったので、詳細に全部現場を調査した結果、そこにネズミのふんがあったので、そこで発報したのではないかというふうな話もありました。当時は、発報してもメモ1枚、そういう異常発報がありましたというメモ1枚置いていく体制でしたので、そこはもしそういう異常があったら必ず職員に連絡をして、現場を同時に立ち会うようにお話をしました。さらに、そこに現金があったとしたら、金属製のロッカーの中に現金を入れておくことは適当ではないので、今後そのようなことは二度と行わないように申し入れたというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） 私は、現場の管理責任者として少なくとも施錠の有無の確認、盗難か紛失金額の額、これは聞くべきだったと思うのですが、それからいつからの料金で原資は何かということ。これ当然聞くべきだと思うのですが、だから盗難なのか紛失なのかわからぬということが始まったのではないのですか。この3点について聞きましたか。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

1点目の施錠でございますが、建物には施錠がされておりました。ただ、事務所の中に風取り用の窓がございました。それは回転式の窓で、すき間が15センチから20センチぐらいあくのですが、そこに施錠がなかったということで、その場所は警察で指紋や足跡の確認をしましたが、そこから入ったことは想定しづらいというふうな回答がありました。外周は、全て施錠されておりました。

もう一つの金額についてですが、その場で警察に事情聴取をしているところを横で聞きましたところ、二十数万円というふうな金額をその団体の方はおっしゃっておりました。では、何のお金かということで

すが、その時点で私がお聞きしたのは会費を集めたものというふうにお伺いしております。それは、その現場、その日にお伺いした内容でございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） 部屋の施錠については聞いたということなのですが、ロッカーに鍵がかかったのですか、それともキャビネットにもこれ鍵かけてあったのですか、それをこじ開けてとられたのですか。

それから、30分以内に駆けつけたとき二十数万円と聞いたと。でも、これ最終的には49万9,000円ですよ。この間に私の聞いておる限りでは、2万円から何日かの間に49万9,000円にまでいった。それであなたち了解しておるのですか。それちょっと社会教育課長、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

ロッカーについては、施錠していなかったという状況でございました。では、現金をどのように入れていたかという、その場で私が見ましたのは、紙製の箱に現金を入れていたというふうにその事務の方はおっしゃっておりました。

金額については、私がその場で聞いたのは先ほど申しました二十数万円ということでしたが、その後、これは議員のご指摘があったように、私も知ったことなのですが、その団体の経理処理の中で49万9,000円という金額を知ったという次第でございます。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） 私は、今回事あるごとに昨年の10月下旬以降、早くから施設管理者として議会公表も含め、調査し、この組織に指導すべきと何度も指摘をしました。あなたは、当初から事務所は貸しているが、外部組織内で起きた事件であり、公表する必要もない。また、この外部組織に対し、指導も調査もできない。できるのは助言だけで、あちらから報告を待っているだけとの発言でありました。このことをあなたが管理する市職員同居施設内で起きた事件であっても施設管理者として今でも正しいと思っておりますか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

議会の公表につきましては、任意団体の中で起きた盗難事件ということで公表するべきものではないというふうな判断をさせていただきました。

指導ということですが、先ほども指導、助言についてのご質問ございましたが、指導というのはある程度強い指導という認識がございましたので、助言という形でこういうふうなことはすべきではないのではないですかというふうなことは言えても、強くこうすべきみたいな指導というものは余り適当ではないのかと思いますが、団体から報告を待っていましたが、報告については最終的には4月の頭ですか、そのころまで詳細の報告はございませんでした。もう少し助言を適切にすればよかったかというふうに今思っております。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） それでは、教育長、お願いします。盗難、紛失を訴えている関係者は現金管理を熟

知した方と聞きますが、鍵のかからない窓際のロッカーに無造作に置く、しかも多額現金、私は市の管理施設で慢性、日常的に不特定多数の市民が利用する施設の事務所でこんなことが起きる、哑然として今でも本当かと思っています。しかも、盗難、紛失現金総額も、はっきりした原資もまだつかめていない。調査もしていない。教育長、どういう感想を持っていますか。このことは事実ですか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 答弁いたします。

先ほどから課長が申し上げているように、指導というのは、かなり行政指導がやることは強いことを考えておりましたが、やはり場所の管理責任は私たち本当にあると思うのですが、現金を鍵のかからないところに置いて、それをそのまま放置しておくことはちょっと考えられませんので、それはもうそういうことがないようにということで、強くそういうことをしないようにということをもた働きかけていくというか、そういうようにしたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） それでは、教育委員長、お願いします。そして、今現在この49万9,000円の多額現金盗難、紛失事件は未解決です。警察の所見は、状況から夜間外部侵入は考えられず、多くの施設利用者を含めた内部犯行もあり得ると推測をしております。佐渡市教育行政のトップとして、この組織内のことで教育委員会には指導も調査もできないと捉えていますか。それはなぜですか。トップとしてお聞かせ願いたいのですが。

○議長（祝 優雄君） 宮川教育委員長。

○教育委員長（宮川安則君） お答えいたします。

今ほどの事故のてんまつ、それから教育委員会、小林課長が現場へ行ったときの指導なのか助言なのか、適切な対応だというふうに私は思っております。

それで、これらの施設でこういうことが起きたということに対しての責任といいますか、そのことにつきまして法律に詳しく解釈はよくわかりませんが、大きく大変残念なことだというふうに私自身は思っております。それで、今回金子議員から指摘がありましたので、法律等もずっと読んでまいりました。この団体について関係する法令はスポーツ基本法であるかと思うのですが、その中ずっと読んでみましたが、スポーツ基本法、それからスポーツ計画というのがございます。議員もお読みになったろうと思いますが、この中にスポーツ振興のための支援だとか、あるいは奨励するとか、それから総合型クラブの支援策の改善を図るとか、こういうようなことが随所に書かれております、約3ページございます。その中で指導という、先ほど言いました指導と助言の違いありましたが、強く教育委員会が指導するというような、そういう文言というのは出てきません。したがって、先ほどから課長が述べているように、任意団体ですので、教育委員会がそこへ入って会計の処理まで、あるいはその出し方についてまでこうしなさいということは、私はできないのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） この東教育事務所は、事件のてんまつといいますか、報告書が出て、これは社会教育課長もここにいろいろな意味で言葉が入っておるのだと思うのですが、私はその指導と助言で大変残念

なのです。この報告書の最後に今後の対応をこの組織に求めているのですが、その1番目に現金をキャッシュネットに保管しないよう要請、対応を求めるのに、これは当たり前ではないのですか。こんなことを要請しているのですか。だから、全く日常茶飯事、怠慢なのです。現金管理は、二重、三重の保安は当然ですし、要請とは何事ですか。指示、指導が当然で、事務所に現金は置かないと厳命すべきだと思うのですが、小林教育長、これぐらい強く出てもいいのではないですか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 答弁をいたします。

現金が実際鍵のかかったようなところに置いているわけではなくて、無造作に置かれたわけですので、そういうことが絶対あってはならないし、鍵のちゃんとかかるところに置くべきだというように、そういう話というのはきちっとすべきだと思っております。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） それでは、副市長にお尋ねをします。私は、あなたに委員会の管理者対応のまずさを何度か指摘をし、あなたの立場で教育委員会のほうにしたはずです。返答がありましたか。お聞かせ願いたいし、またこの件を聞き、感想をお聞かせ願いたい。

それから、副市長、あなたがこの施設の管理者だったら私には責任がないというように答えますか。お聞かせ願いたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 金子副市長。

○副市長（金子 優君） ご説明申し上げます。

私のところに金子議員が来られました。私のほうからは、小林課長には管理者としての責任ということと、容疑者といいますか、その中にうちの職員も数名おります。当然のことながら、そのグループだけではなくて、我々の職員も犯人といいますか、容疑者として扱われておりますので、当然責任者として十分処理をなささいということもお話をしましたし、もう一個は現金の扱いというところに指導といいますか、その内容はできないにしても、お金の出どころ、現金の額、こういうものは当然聞くべきであろうし、聞いてしかるべきだというふうにお話をしました。それから、その後その団体の方の謝罪とか説明が当然あってしかるべきだと。それは、今事務局にだけ話をしておるわけでございますけれども、そのグループの中にも代表がおったり、役員おりますので、その方々にも当然そういった責任があるということでございますので、そういう内容も問いただすべきだというふうに話をしました。

自分でやったらどうかということでございますけれども、それはその決まりがどうかということよりも、そこにおる職員、常に机を一緒にして仕事をしておりながら、直接ではありませんけれども、管理をしているわけでございますので、当然お互いに日常からも目配りをするということは必要だと思いますので、金がなくなったということに対しては一緒に責任を感じるべきだというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） それでは、小林課長、お願いします。この事務所の5月10日現在の職員配置の説明を求めます。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明します。

入り口の受け付け窓に近いところにその団体がデスクの配置をしていました。奥のスペースのところに市の担当の職員が配置をしていました。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） 先ほど監査委員が随時監査で調査をしたセキュリティー、保安上の関係でまさしく一番やってはいけない状況がこの5月10日まであったわけですが、それでは清水代表監査委員にお願いをします。私は、担当課は違え、監査委員が随時監査でしてきた類似違反であるというようにこれを捉え、当然監査委員としては見過ごすことのできない事柄とこの事情を指摘し、1カ月以上前、私は監査委員事務局に6月定例会で質問するので、現状を調査いただきたいと2度伝えております。責任と誠意を持って迅速な対応をいただけていると思っております。代表監査委員の確認報告を求めます。

○議長（祝 優雄君） 清水代表監査委員。

○代表監査委員（清水一次君） 申し上げます。

今議員がおっしゃることにつきましては事務局から聞きました。ですが、即対応という時間的な余裕もございませんでしたので、先ほども申し上げましたように、この案件等を踏まえまして、この後の随時監査等計画する中で検討できるものであれば検討していくように話を進めていきたいと、このように思っておりますので、よろしゅうお願いいたします。ということでよろしいでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） 非常にこれも残念であります。私も監査委員を2年間させていただきまして、本当に残念であります。もう既に5月11日の時点で配置がえをしてあります。私は、1カ月以上前にぜひこの現状を見てもらいたいと。それでは、何のためのこの前の随時監査だったのですか。指摘事項をこれまで上げて、市長と議会議長に提出された佐渡市監査委員発の文書は何の意味があったのかと非常に残念であります。

それでは、財務課長にお聞かせ願いたい。この佐監第3031号は、3課の2件について改善方を、配置方を求めています。早急に改善したと思うのですが、この結果をお聞かせを報告願います。

○議長（祝 優雄君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 今ほどお話のありました平成23年の3月に随時監査で2件監査のほうで指摘を受けましたのは、支所、行政サービスセンターの中の目的外使用許可をしている団体についての例でございました。それにつきましては、事務機が近接しているということでセキュリティーや保安上好ましくないということで、双方の独立性が保たれるような配慮が必要という指摘を受けまして、それぞれの支所、行政サービスセンターのほうにその改善の方策を考えていただき、要は場所の移転、移動、そうした措置を講じまして、これについては改善をさせていただきました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） 素早い財務課の対応に私は感心しております。そして、私はこの現場を見させていただいております。本当に適切な配置がえをして、そして明らかにこの団体は今までと変わらぬ活動をされており、そういう点からいくと、ほかの担当者はまずい行動をされた、不適切な対応されておるというように思いますが、今後ぜひこういうことを指摘がありましたら適切に指導して、適正な配置で管理を

させていただきたいというように思っております。

それでは、宮川教育委員長にお聞かせ願いたいのですが、この組織は24年第3回補正予算書と解散総会決算書の中で支出、特別損失49万9,000円の処理をどう捉えておりますか。

○議長（祝 優雄君） 宮川教育委員長。

○教育委員長（宮川安則君） お答えいたします。

すぐにはその表が見つからないのですが、49万9,000円については、特別損益金というような形で処理されていたというふうに覚えております。それでよろしゅうございますか。特別損益金……

○18番（金子克己君） いや、どういうように感じました。正しい処理かどうか。

○教育委員長（宮川安則君） それにつきましても任意団体のことでありますので、先ほどの指導、助言、支援の問題になってきますが、私たちとしてはその問題について、任意団体が処理したお金のことについてまでこうしなさい、あしなさいという指導なり、指示なりはできないのではないかとこのように感じております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） それなら教育委員長にお聞かせ願いたいのですが、このことはこの組織が49万9,000円の事件は10月の下旬に起きたけれども、12月の14日の時点で事件をないことにした根拠なのです。2カ月もたっていないのに、私もそうです。教育委員長もこの会計について文句言えないことはわかっております。しかし、あなたたちの知らない間に事件の処理をこの組織はしておるのです。まだ事件が未解決にもかかわらず、それでもあなたはこれを了解するのですか。そんなことないでしょう。

○議長（祝 優雄君） 宮川教育委員長。

○教育委員長（宮川安則君） 先ほどお答えしたとおりで、それ以上私それが正しいとか、ふさわしいとか、よくないとかいうようなことはちょっと言えないのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） それでは、本間会計管理者にお聞かせ願いたいと思うのですが、会計管理者として市の会計処理としたら、この方法はあり得ることですか。もちろんこの組織内のこの件についての会計処理結果は、この組織の監査でも認められておりますが、市の管理者としてはいかがですか、お聞かせ願いたい。

○議長（祝 優雄君） 本間会計管理者。

○会計管理者（本間佳子君） 説明いたします。

市の会計管理者として外郭団体の会計処理に意見を申し述べる立場にはございません。しかし、市の会計においてこのような事案が発生した場合には、決算書上の帳簿上は本来の科目に収入済額として計上しまして、備考欄にその旨を明示するというふうになっております。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） あとの質問がまだあるものですから、甲斐市長にこの盗難事件については感想をお

聞かせたいのですが、まだ事件が未解決にもかかわらず、この組織内では事件の処理はもう既に終わっておるわけです。それも今まで私の指摘を受けて、たしか4月の半ばです、この会計処理の仕方、処理が12月に終わっておると私から言われて初めて気がついたのでしょう。こういう状況をどう思うかということ。そして、さっき副市長も言いましたように、不特定多数の出入りする施設で起き、市の施設が何人か、またそれにかかわる方々数名が被疑者扱いをされて事件聴取も受け、指紋採取も受けておるのです、市の職員が。これ黙っておいていいのですか。今までの経過を聞いて、この盗難事件についての市長の考えをお聞かせ願いたい。感想でも構いません。お聞かせ願いたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 先ほどから教育委員会と議員との間のやりとりをずっと聞かせていただきました。いずれにいたしましても、市の庁舎の中に入って、そこで一緒というか、業務は違ったとしても目的といえますか、スポーツ振興というようなことが目的でありますから、そういう意味での仕事をしているということになれば、全く責任がないということは、これは全く間違いであると思っています。

それから、今ほど経理処理という問題がございましたが、私は通常であればこの事件が解決するまでの間はやっぱりやるべきではないと思っていますが、ただしその任意団体の経理処理について私どもがこれはだめだよと、こうなさいということはできないものだと思っています。ただ、それはできませんが、通常、常識的に考えるとおかしいというのが私の感想であります。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） それでは、先ほど高齢者の予防教室についての市長からの答弁がありましたけれども、佐藤高齢福祉課長、何か補足することがありましたらお聞かせ願いたいのですが。

○議長（祝 優雄君） 佐藤高齢福祉課長の補足説明を許します。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 説明をさせていただきます。

先ほどの介護予防の事業の関係でございますが、介護予防事業を委託して事業者をお願いをしておるのは高齢福祉課の責務でございます。我々といたしましても介護予防事業が住民に広く浸透して行き渡りますように、いきいきプランが成功になりますように事業者には指導監督をさらに進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） それでは、目的外使用のことについて、また教育委員会のほうに受けさせてもらいたいと思います。

教育長、この組織はいつの時点から事務所使用しているのですか。私は、19年の2月からと聞いておりますが、過去6年間の申請と許可状況を報告願います。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

今議員おっしゃったとおり19年の2月からでございますが、目的外使用許可の申請書というのは出ていなかったというように思っております。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） あなたは、佐渡市教育行政事務方を取り仕切る責任者であります。使用申請書の提出、許可をした形跡がない、長期にわたる無届け使用を黙認し、目的外使用許可権限が社会教育課長にあるとはいえ、事務活用トップとして責任を感じませんか、お聞かせをいただきたい。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 当該市町村といいますが、そういうところが支援して設立した任意団体ではありますが、当初から全くそういうことがなされていなかったということについては非常に責任を痛感していますし、これはもうわかった時点できちっと改めていく、そうしなければいけないというように思っております。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） それでは、この無届けの状況を知り得たのは、教育長、いつごろですか。また、少なくとも6年間、19年2月から24年度分ですね、この6年間の使用料、加算料、これ含めて全て取っていないということになりますが、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

これを私が知ったのは、多分金子議員さんからお話を聞きまして、その時点で知りました。だから、過去は一切取っていないということです。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） 伊貝財務課長にお聞かせ願いたいと思うのですが、行政財産目的外使用条例適用で正規の許可を受けて、特に高齢者の生きがい対策として生涯学習の一環としても事業展開をしている佐渡シルバー人材センターの佐和田と真野庁舎を利用している現状の説明、また使用料と加算金の徴収状況と算出根拠を答弁求めます。これ財務課なら誰でもいいですが。

○議長（祝 優雄君） 庁舎整備主幹、鈴木君。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

公共的団体及び公益的団体への行政財産目的外使用の許可状況ですけれども、私ども財務課が扱っている件数は総件数で21です。その内訳は、社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会に関するもの7件、先ほどの話がございました佐渡シルバー人材センターに関するもの7件、土地改良区に関するもの3件、その他これについては商工会とか観光協会とかありますけれども、4件というふうになっています。

それから、使用許可申請書あるいは許可書のことですけれども、まず使用許可申請書につきましては24年度分につきましては、これは真野行政サービスセンターですけれども、24年の3月23日に許可申請書が出てきまして、これに関する許可を24年の4月1日付で許可書を発行しています。それから、佐和田行政サービスセンターの許可申請書ですけれども、これにつきましては申請書は3月23日、平成24年ですけれども、3月23日に申請書が出てきて、これは同じく平成24年の4月1日付で許可書を発行しています。

さらに、加算金のことですけれども、真野行政サービスセンターにつきましては過去1年分、これは23年度分ですけれども、その光熱費が中心になりますけれども、その使用している面積、真野の場合は27平米使用していますので、全体の面積を案分しまして、その部分を算出しています。このほかに駐車場の区画としまして2区画、1カ月300円ですけれども、その2区画分で12カ月分ということで、1年間分

8万8,920円徴収しています。それから、佐和田行政サービスセンターの分ですけれども、これにつきましても算出の仕方は同じような算出の仕方、貸し付け面積が9平米、駐車場の区画が3台ということで、1年間分で3万9,120円、これを前納していただいています。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） ありがとうございます。法規どおりに、条例どおりに申請も徴収も使う4月1日の1週間前までに申請者が届け出を出して、そして4月1日の時点で許可をする、そのとおりに片一方の目的外使用では真面目にやっている。しかし、片一方は6年間にわたって取るほうも取れない状況であったのだろうし、申請するほうも全くこれを見捨てて使用している。無届けも甚だしいです。両方とも今シルバー人材の佐和田と真野聞きましたが、佐和田が3万足らずです。真野の庁舎を利用しているほうが、シルバー人材は9万足らずですが、少なくとも駐車場使用料と共益加算金は徴収納入が6年間余りもこれされていなかったということでもあります。この組織は、職員2名体制であります。少なくともこの6年間に佐和田を例にとれば24万円ですし、真野を例にとれば54万円の徴収漏れです。さかのぼって徴収権をなぜ発しないのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

目的外使用許可申請書を出させていなかったということについては大変反省しておりまして、それは出させるようにしたいと思うのですが、今の使用料の減免と加算金の徴収ということについて、この場所が体育館ということでありますので、使用料のほうは公共的団体または公益的団体がその事務または事業のために使用するときには使用料は取らなくてもいいというようなこと。それから、加算金の徴収についてなのですが、これも免除措置というようなものがございまして、事務室の一部等で当該使用にかかる電気料金等がわずかであり、かつ算出が明確にすることが困難なものというようなことで、これは大きな体育館のごく一部のところに事務室があって、その中のまた一部を使っているものでは、そうするとなかなかそういう電気料金等はちょっと案分できないのかなというようなことがございます。ただ、駐車料金とか、それから電話料とかというのは加算金として取りたいというように思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） まことに失礼であります。あなたは教育行政の事務方のトップですよ。あなたにその能力があるのですか。私は本当に不満です。あなたは、取り扱い要綱まで見えていますか。あなたは、ただの条例の一番上だけ見て、後の取り扱い要綱まで見ていないのでしょうか。誰の命令で、その方の言いなりになって今やっておるのではないのですか。図書館の統合の問題もそうです。図書館の土地の問題もそうです。博物館の土地の問題もそうです。あなたは、ただ踊らされておるのではないのですか。私は、全く腹が立っております。

○議長（祝 優雄君） これは、答弁が要るのですか、今。

○18番（金子克己君） いや、どうぞ、やるならやってください。

○議長（祝 優雄君） やるなら言うけれども、答弁できる質問ではないように思うのですが。

○18番（金子克己君） いや、だから、手挙げておるのですから、やるならやってください。

○議長（祝 優雄君） 質問するのですか。

○18番（金子克己君） さっきから手を挙げかけておるものだから、俺はおりたのですが……

○議長（祝 優雄君） いやいや、それは……

○18番（金子克己君） いや、やってください。

○議長（祝 優雄君） 答弁できるようにきちっと質問をしてください。

金子克己君。

○18番（金子克己君） 答弁いいのですか。今の質問について答弁がありましたら答弁、教育長、お願いします。

○議長（祝 優雄君） できますか。

小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） いや……

○議長（祝 優雄君） できません。

金子克己君。

○18番（金子克己君） 佐渡市行政財産目的外使用条例施行規則の、これも通告してありますが、第2条に何と書いてありますか。施設使用者が申請書を出して初めてあなた方が許可するのでしょうか。これあなた方にも責任がありますけれども、相手方にも責任あるのです。相手方のほうが多いのです。そういう意味で、さかのぼって徴収できるのではないですか。それから、先ほど体育館の一部と言いましたけれども、これは事務所です。体育館の一部ではないのです。それから、これについてもまた後ほど言いますが、大きな間違いをしています。答弁求めます。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 過去の経過とか、それから現状、それから法律の適用状況等をよく調査、検討して今後決定というか、判断を下していきたいというふうに思っております。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） 25年度の加算金が駐車場2台分、7,200円、これを含めて電話等が1万9,200円となっておりますが、電話等との算出根拠、それを詳しく説明願いたい。

また、許可条件、その他、(6)に条例、規定等事項の厳守を相手方に明記をしておりますが、あなた自身はこれを守らないのですか。相手方には条項の規定を厳守しておきながら、あなたは守らないのかお聞かせ願いたい。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） 今ほど議員がおっしゃる部分は、使用料につきましては使用許可書のところで……これは、合計で1万9,200円というような加算金というものをお話をしております。

今ほどおっしゃったのは、許可申請書が出ていなかったことをどう考えるのかというふうなご意見かというふうに受けとめました。そういうものを求めなかったことについては、私どものほうで十分反省すべきことだと思っております。ただ、市が主体となって設立した団体でしたので、設置当時からそういうふう使用料についてはまだ正確に許可申請書を出してくださいというふうな手続をとっていなかったのが

現在までに至ったというふうなことで、深くその辺は反省しております。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） 今市税の徴収、滞納については、厳しい取り立ても含めて行っている最中です。自分たちがこういうことをしておっていいのですか。市民から不公平感が感じられる、そういう声が出てくるのは当然だと思うのです。片一方のほうで徴収もしないで甘い汁を吸わせて、片一方は厳しい取り立てをしておる。当然取れる使用料、加算金、こういうものを減免していいのですか。

それでは、小林教育長。使用条例第3、4、5条はどういうように捉えますか。また、使用許可事務取扱要綱の第4、1項の（1）、（2）、（3）、（4）と2項の（1）について説明を求めます。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 済みません。ちょっと質問の数が多かったので、もう一度……

○18番（金子克己君） 使用条例の3、4、5条についてはどう捉えているかというのがまず1つです。

○教育長（小林祐玄君） 5条ということにつきましては、先ほどもお話ししましたように、公共的団体または公益的団体がその事務または事業のために使用するときというので取らなくてもいいのかなというような、たしかそのように思っております。ただ、目的外使用許可申請書等というものが設立当初から出されていなかったということは大変おかしなことで、これは反省をしております。

○18番（金子克己君） それから、いや、その後もあります。事務取扱要綱の第4の1項の（1）、（2）、（3）、（4）について、2項の（1）、（2）についての説明を、どういうように捉えているか説明を求める。

○教育長（小林祐玄君） これも先ほどのところで、第4、加算金の徴収についての2の免除措置というところで、事務室等の一部使用で当該使用にかかわる電気料金等がわずかであり、かつ算出が明確にすることが困難なものというようなところで、ここもそうするとちょっと取れないのかなというように解釈しておりますが。

○18番（金子克己君） 取れないように……

○教育長（小林祐玄君） 取らなくてもいいのかなというように思っておるところです。

○議長（祝 優雄君） 金子議員に申し上げます。

質問は、わかりやすく区切ってやってください、広過ぎるような感じがしますから。

金子克己君。

○18番（金子克己君） 議長に言っておきますが、私は事前にこういうことで質問するからという発言に関する参考資料というものを、どういうことを質問するかということでこういう資料を送ってあるのです。

○議長（祝 優雄君） わかりました。ただ……

○18番（金子克己君） ですから、当然に1週間以上の余裕があったわけですから、それから……

○議長（祝 優雄君） ただ、いいのです。そこはわかりますが、答弁者側がそのことを捉えなければかみ合わないわけですから、ですからそのところわかるように区切って質問してくださいよという話です。

○18番（金子克己君） もう昨年の暮れから資料要求もこんなに今回の件でやっておるのです。15通もあるのです。ですから、私が何を要求をして、何を調査しておるかということも彼らはみんな知っておるのです。それをのりくらりやっておるのです。そういうのに議長も仕切り方をきっちりしてください。私にも厳しいなら、相手にも厳しく答弁をはっきりするように言ってください。

○議長（祝 優雄君） いや、厳しいのはいいのですが、相手が理解をしなければかみ合わぬではないですか。

○18番（金子克己君） ですから、そのために事前に……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 答弁側もしっかり答弁してください。

○18番（金子克己君） それならいいです。

事務取扱要綱の加算金の徴収について、第4の2項の（1）、（2）については、むやみやたらに減免してはならぬということなのでしょう。今教育長の言うことと全く違うこと、ここに書いてあるのでしょうか。そうでないのですか。あなた全く違う解釈しています。電話料、電気料、冷暖房料、これを全く電話料を月1,000円だって、その他1,000円だって、片一方はシルバー人材、真面目に、あるいはこのスポーツ団体以上に佐渡市のために役立っておるかもわからぬところには年間にすれば4万から9万取っておきながら、片一方は月に1,000円です。減免して。こんなばかげたこと、解釈間違いでしょう。この事務要綱は、減免してはならぬと書いてあるのです。少なくとも加算金については、100円以下の細かいものは案分してもいいけれども、それ以外は減免してはならぬと書いてあるのではないですか。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明させていただきます。

今ほどの佐渡市行政財産目的外使用許可事務取扱要領でございますが、第3のところで使用料の徴収、今ほど議員がご指摘の第4、加算金の徴収についてということで、算定方法が第1に書いてございます。第2のところ免除措置というのが書いてございます。そこのところの（1）で、事務室の一部使用等で当該使用にかかる電気料などがわずかであり、かつ算出が明確にすることが困難なものについては免除することができとなっておりますので、そこのところを読み込みまして、私どもは免除という対応をしております。その1,000円というのは、電話料、これについては確実にその事務団体が使用するものということで、この後どのように電話を使うかというのも記録をつけてもらう中で今年度から徴収しようというふうに考えているところでございます。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） 違うでしょう。これは、100円以下のものについては案分でもいいと。しかし、それ以外についてはむやみやたらに減免はしてはいけないということ書いてあるのではないのですか。私は、これ何度もいろいろなところで確認しておるのです。今のあなたの課長の考え、教育長の考えと全く違います。捉え方が。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

今ほどの2の減免措置の中の（1）を私先ほどお話をしました、事務所の一部等と。その（2）のところに短期間の使用にかかる電気料等でその合計額が100円未満であるものということで、100円未満の記述については短期間使用の場合で100円未満の場合はというふうに別建てだというふうに読んでおりますので、私どもは（1）のところを読み取りまして、そういう対応させていただいております。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） 時間がないですから、あれですけれども、小林課長、あなたの少額というのは幾らからなのですか。片一方は、4万から9万も取っておるのです。私は、少なくともわずかな案分ができないものについては仕方がない。100円未満については仕方がない。それ以外は減免してはならぬというのです。職員が2人おって、電気料、電話料、冷暖房料、どういのですか、これ。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明申し上げます。

事務所については、常に1つの部屋ということで担当の職員が使用しておりますので、その分については常に必要で使っておりますし、またこの加算金の減免措置を読み取って、私どもとしてはそういう判断をさせていただいたということをご説明させていただいております。よろしくお願いします。

○議長（祝 優雄君） 金子克己君。

○18番（金子克己君） まず、時間がもうないものですから、あとは清水代表監査委員おりますから、今のことを話聞いて随時監査なり、このことを踏まえてぜひ誠心誠意対応していただきたい。調査もしていただきたい。こうやって公の場で申し述べますので、一議員としてはなしに、真摯に対応していただきたい、調査をしていただきたい、申し添えておきます。全く違います。あなたたち。

市長、最後に私は先ほどこの対応の仕方、教育委員長でもそうですし、まして教育長もそうですし、社会教育課長も全くの怠慢です。懲戒処分に該当すると思います。

○議長（祝 優雄君） 以上で金子克己君の一般質問は終わりました。

ここで10分間の休憩とします。

午後 3時06分 休憩

午後 3時16分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大澤祐治郎君の一般質問を許します。

大澤祐治郎君。

〔9番 大澤祐治郎君登壇〕

○9番（大澤祐治郎君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、若干の質問をさせていただきますと思います。もちろん私のほうからは、この庁舎をどうのなんていうのは今回限りでやめたいなと、こう思っておるのと、もう一つは市長が非常に前向きで、市政に本音を出して取り組むのだというようなことをあっちこちの機会でも聞くチャンスもありますので、庁舎ぐらいつくってやらぬと、おまえたちがつくってくれないから、俺も本気になれぬのだなんて言われると、それも困るし、そういったことでひとつ質問をさせていただきたいと思います。

佐渡市はもとより、佐渡は大化の改新のころには一国として認知を受けておった島でございます。したがって、そんなに安い島ではないわけでありまして。その島が新潟県というところへ合併、吸収されて、それで今日に至っておるわけでありましてから、その佐渡市が歩んできた歴史とか、あるいはその佐渡市を盛り上げてここまで隆盛させていただいた先輩や皆さんのご努力あるいはお気持ちということには心から感

謝を申し上げておりますが、それにつけ、実は私は小さいときから大きい者は小さい者に負けろ、あるいはある者は小さい者の面倒を見よというような、俗に言う、ごく当たり前の教育を受けてきた人間でありますので、合併をすればインフラとかアクセスとか、あるいは納税力だとか、そういったものがあるところへ黙っておっても実は庁舎なんていうのは来るのだと、こういう気持ちで本当に素直に受けておったのです。ところが、どこでどう歯車が狂ったかは別にして、佐渡の中心は佐和田だと自負しておった私どもが足元から崩された。その崩された原因について、いろいろないわゆるだましを狙っておった町村から、あるいはほかの町村からそういう仕掛けもありますし、そんなようなことで歴代高野さんにしても、後を継いだ甲斐さんにしても即ということで、なかなか手を挙げにくい事業であります。誰が何と言おうと特例債を借りたときに当然市庁の本所はどこに置くべきか、どこにあるべきかということは、どんな難産であってもそのときに決めておかねばならなかったというのが、まずこの市政の出発において失敗の第1号だと私は思っております。

そんなことから、この間の3月の議会まで甲斐市長もこれは社会の空気あるいは財政状況を見渡した結果、無理に建てないほうがいいなというようなお考えをお持ちになって、時期しばらく考えさせてくれというようなことでいたのではなかろうかなと、こう思っておりましたところ、国の特例債に対する考え方が5年間言うならば後ろへ延びたというようなことから、それではひとつ、なかなかの知恵者もいまして、市長に勧める方々もたくさんいたのでしょう。市長のほうから、自ら金井の地に、今の庁舎のあるところに合築で庁舎を増築したいと、こういう話が出てきたものですから、いやいや、それは待ってくれよと。今あるところは、条例第1号に、これは国の憲法と同じ、佐渡市の憲法ですが、定めてあるとおり、232番地なんていうのは、これは仮事務所、間借りする事務所を置いていただいております番地でありまして、庁舎としてそこへ持っていきますよというような類いのものではありません。これは、私は新市特別委員会の運営委員におって、要するに1反歩の地に1つぐらい協議会の協議書を持っておりますが、裏から表から、いろいろひっくり返して中身を読んでもみましたけれども、仮事務所は今の金井庁舎に間借りをしますということは、これはうたわないと国のほうで合併としての認めをしてくれないということでありまして、そういうことで条例第1号にうたっておるのは、あくまでも仮事務所の位置、庁舎はここですよ。というようなことは全くありません。もしあったというのだったら、その文書を持ってきて見せていただきたい。今私ここに例規集を持っておりますが、これにも庁舎は232番地なんて一つも書いてありません。

ところが、いつのときにこれがすりかわっておるのです。驚きました。すりかえた人間もどなたか私は知っております。そんな人引っ張り出して退職金をとめたり、あるいは年金をとめたりなんていう、そんな大人げないことはやるつもりもありませんけれども、なぜそんなにして金井に庁舎を持っていかなければならぬのか、そういったことが実に私は理解に苦しむのです。そんなことで正々堂々と甲斐市長には金井へ持って行って建てるなら、ただし古屋の造作では私は絶対許すつもりありませんが、新庁舎として合併特例債が余っておるうちに建てたいと、こういうことであって議会がゴーサインを出したというのであれば私も素直に承るつもりでおりますが、残念ながら私が聞く範囲では合築、古屋の抱き合わせ、そんなものはだめだぞという方々のほうが多い。それから、私が常日ごろ尊敬申し上げて遊んでいたおる両津出身の、午前中も大演説をやりましたが、加賀さんと私は気持ちは一つなのですが、肝心のところいって意見が合わないのは、彼はとにかく合併特例債を使ってやれと。私は、ない袖振るなど。金もないも

のがそんなもの使って、仮に3割でもこれは返さなければいけない。30億の仮に建築をするとしたら、6億の金は返さなければならぬ。その6億を返していくだけの担税能力が佐渡市の財政を見渡したところに本当に大丈夫かということが言えるのかどうか、そんなことも含めて甲斐市長に論戦を挑んでみたいなど、こう思っております。

そこで、①、条例第1号に記載されておる公文書の理解をお尋ねいたしますと、こう書いたのは、そういったことが条例第1号に包括されてみんなあるわけです。だから、そのことに甲斐市長のお考えというものを聞いて議論を交わしてみたいなど、こう思っております。

②、平成31年の合併特例債の閉鎖期までに庁舎建設はあるのかどうか。このことを甲斐さんの口から必ず31年度の閉鎖期、今から5年後に庁舎を建てるのだという甲斐さんがお考えを持っておるかということの確認であります。

それから、また③、佐渡TVのインタビューにお答えをして、平成31年以降の67億から68億の交付税のショートがあると。それについて、今からその間の運営を含めて非常に頭を悩ませておると、こういう話をされておりましたので、このこともよくお聞きいたしておきたいなど、こう思っております。

次に、④、新市建設計画等特別委員会に提案をしなければ、当然この庁舎というものは話にならぬわけですので、加賀委員会にこの話を、市長は提案をして委員会でもんでもらうという、そういうお考えがありなのかどうかということ④で聞いております。

⑤、先ほども申し上げましたが、本庁舎を合併特例債の延期が認められるとまたやると言い出したのですが、一時は諦めたと、あるいはやらないということ市長は議会でも、あるいは委員会でもそういったことをお話しになったことがあろうかと私は思っておりますが、私のそら耳であったのかどうか、そこもお聞きをいたしたいと、こう思っております。

それと、何度も言いますが、どんな理由で金井にこだわるのか。私は、実際人を疑いたくなっておりますが、このこともぜひお聞きいたしたい。口を開けば、財政は非常に逼迫して厳しいと。その厳しいのに合併特例債は3割出すだけでいいのだから、庁舎やらなければ困ると、こういうことを言うわけですが、合併の当初の7万4,000人近くの人口からもう実際に2万人近く人口が落ち込んでおります。もちろん税収も10億近く落ち込んでおるわけです。こういった財政事情、客観的な環境整備をにらんで果たして甲斐市長がこの九百何十億、1,000億近い合併特例債をショートなく、赤字に転落するということなく返していけるという自信があるのかどうか、そういったこともお尋ねをいたすわけであります。

それから、⑥番に図書室の存在がうたわれておりますが、新市建設計画にも図書室ということはもちろん載っておりました。しかし、それとて図書室を新築する、そういった場合には一体、幾らぐらいの図書室を市長はお考えになっておいでなのか。一般の人のご要望からすると、図書室を10室というのか、10館というのか、そういうぐらいの図書室を張りつけてもらいたいと、こういうことをおっしゃっておりますが、また考えによれば、どさくさに紛れて金井の庁舎とその間に図書室を挟むと、あるいはそこにつくるというような考えを持っておるのではなかろうか、往々にして結果を見ないと行政というのは当てになりません。とかく議員のほうが力弱いですから、だまされる経緯が多いので、その前もちょっとにおいがしたのは、幼稚園の向こう側の田んぼを予定しておるなんていう少しあほな課長がそんなことをとうとうと言っておりましたが、何にも情勢わかっていない、つかんでいない、そういったことを考えると、これは

本当に甲斐さんに好きなようにやれよと一遍に任せていいのかどうか、これは非常に私疑問を持っております。

それから、私がいつも持論ですが、学校あるいは支所含めて庁舎、新築に応じてあきが出てきます。今あるところは、大概まちの中心に庁舎も学校もあるようではありますが、そういったものを金を使わないで効率のいい運用ということを考えて使うということとはできないのか。それは、加賀先生に言わせると、今合併特例債残して返してしまったら、次のときに出したくてもその金はどこも出ないのだぞと。だから、したがって合併特例債を使えということを言いますが、私はなかなかそこは得心にいかない。というのは、返すのは我々ではないのです。あの立派な加賀先生もそのころには恐らくおっちゃんでおらぬだろうし、私もこの世にいないと思いますが、そういう中でひとつ彼の言わんとすることは非常に理路整然として筋は通っておりますけれども、私は借金を3%でも借りてもらった気持ちでやるということはおかしいと、こういうことで、ほかのところは仲いいのだけれども、そこへいくと、いつも角突きをやるのですが、皆さんにも篤と考えていただきたい。要するに30年後に今の佐和田の、仮の話ですよ。ほかの庁舎の名前挙げると問題になるから、仮に佐和田の庁舎を現状維持で30年使えるとして使ったら、30年後の佐渡市を担っていく若い世代に私は庁舎が必要であつたら自分たちも努力して建てなさいと。そして、自分たちの気の向くような行政が行われるひとつ施設を整備するということで、その連中に、獅子はかわいい子は千尋の谷へ落とすといいますが、まさにその気持ちで、じいさんが、おやじがどんな力もないのに要らぬもの建てていきやがって、俺たちは最後にはその借金返しだなんて孫や子やひ孫に言われることのないような私は現在ある力の中での行政をやらせていただきたいなと、こう思っております。したがって……

〔「珍しくいいこと言うな」と呼ぶ者あり〕

○9番（大澤祐治郎君） 珍しいこと言う。しょっちゅう言っておるねか、何言っているのだ。そういうことでひとつない袖は振るなと、あるものでうまく使おうと、こういう気持ちですが、それは私とは全然違う反対意見は大いに結構。それが通るのか、私の意見が通るのか、それは後で世間が、市民が判断することであるし、まさか24名の議員が間違った判断は私はするとは思わぬ。24人ぐらいのこの現状の優秀さがあれば、どうにか私の言うように要らぬものは求めるな、あるものを使えというような方向にいくのではないかなと非常にかすかな期待をしながら申し上げておるわけであります。

さて、図書室はそういったことでありますが、これは私は常々どこが一番インフラが整備され、アクセスが整備され、それから人口の連担率があつて利用客がしたがってふえるだろうと、そういうようなことを考えながら中央図書館というのはやっぱりつくるべきであろうと、こう思っております。またあえて言うならば、佐和田にある圏民会館、離島会館、これみんなあくのです。これを利用したら、ちょっとそこの図書室は立派にできます。それから、今の佐和田の庁舎を甲斐先生が使ってくれるかくれぬか、使ってくれるということになれば、ここも全部あくのです。こんな中央でげた履きでも自転車履きでもすぐ来れる、ましてや佐渡高校があり、そういう地の利のあるこの地形を甲斐市長は見過ごすことは私はないと思っておりますが、そういうことであります。

それから、今いろんな3月にお決めいただいた予算書を見ても一番私が心配しておるのは、かねて私の師匠の加賀先生が言っておったように災害対策、人の命は地球より重いと、こういうことに対応する事業ないしは計画が見えてこない。結果は、国から出ておるのです。海上自衛隊の1,000人乗りの貨物軍艦を

佐渡へ試験に1回来たのです。来たけれども、喫水はどうにかいいのだが、横づけできないと、いわゆるバースが足りないと、そういうことで一丁上がりで終わってしまったのではないかと思います、それでは私ら困るのです。いざ惨事が起きたときに、どうやって本土へ逃げますか。まさか前の市長に私は旭伸航空のおまえ株主だから、おまえだけ乗って、はい、さようならと逃げるのではないのだろうかと怒ったことはありますが、実際のところ、そういった我々が避難をする、あるいは住民、財産を運ぶという、そういったことが計画の中に手段としてのってきておるとは、これは言えないと思う。両津に立派な北埠頭のああいうものを、インフォメーションをつくるということを言って甲斐さんは得意になっておるかおらぬか知らぬけれども、離島の副市長でありますから、そういった意味を含めて俺が佐渡でつくってやるわというような、まさかいい格好したのではないと思うけれども、あの予算があったらば今言うような我々の命は地球より重いという避難設備やら、避難工事やら、そういったものの目鼻をつけることができますが、人の予算のこと悪く言うと、また両津のほうから悪い言われるから、このぐらいでその件はおきますけれども、要するに災害に対する市長の確固たる考え方というものが予算上にあらわれてきておらぬ。そうすると、甲斐さんは俺は上越に人気もあるし、いざとなれば小木からでも赤泊からでも上越へ逃げるわというのだかもわからぬけれども、そうはいかぬ。我々の命を最後の最後まで守り抜く番人を市長にはやってもらわなければならぬ。そういう意味で、要するに災害に対する取り組みをしっかりともらいたいと、こういうことでお願いをいたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○9番（大澤祐治郎君） それも恐らく3分の1の賛成が得られればいいところでしょう。そんな乱暴な話は加賀さんの本音ではありませんから、信用しておりませんけれども、要するに予算がある中で新築をするのか、あるいははたまた合築して古いものを使ってやるのか、そんなことでいいということになれば甲斐さんには2期目はちょっと考えてもらわなければならぬというような、私は大ファンなのです。だけれども、そういう気持ちが実はひたひたと足元から湧き上がってきておる。というのは、金井町が232番地に庁舎予定地でありますなんて書いてあるが、これは真っ赤なうそだけれども、この条例を改ざんしてある。改ざんした人はどなたかという、これ誰か挙げろといえ挙げます。だけれども、それは私も紳士協定として言いませんが、実際のところ、そのことと、もう一つは今言う土地が実際に強固な、頑丈な、そういった建物を建て得るだけのものであるのかどうか。かつて金井の加藤町長と私がやり合ったときに加藤町長は、いやいや、大澤君、N値は20メートル下にあるのだよと。だから、庁舎は金井でいいのだと、こう言って、それがいいのだったら合併協議会でなぜ金井だと決まらないのかと。あのときに、今死んだ人の名前言ってはよくないが、畑野の町長ということで勘弁してもらいたい、その町長が、いや、大澤君、200メートル下にN値はあるのだよ。だから、おまえが言うようにN値がないなんていうことは真っ赤なうそだと、こういうことを言いましたけれども、それも協議会でとんでもない法外な話だと。200メートルの下にN値があったら、100階建ての建物の基礎工事だと。そういうことで、それはまかりならぬということでそれはオシャカになりました。それから、もう一つ、中央消防署、金光君と私としゃかりきになって欲しいと言ったけれども、佐和田へ来なかった。ところが、皆川へ行くといって金井の佐渡病院と連携して救急患者用にヘリポートをつくってやりたいということで、いや、それも考えとしてはいいことだな。だけれども、土地は全然だめですよと言ったら、そんなことはない。では、50メートルの打設ぐ

いテストをやってみなさいと言ったら、業者が行って、よいしょ、どんと打ったら、すぽんと中へ入ってしまった。それで金井は、いやいや、もう俺のところは要らぬ。だから、いや、庁舎はよこしてくれ、消防署はおまえのところへやると最初からの話ではなかったけれども、それは俺の一存で決められぬしというようなことで話が今日保留になってきておりますが、実際のところ、そういう立地条件、地形ということも非常に厳しさがあります。それから、加賀さんにここへ立つ前に言われましたけれども、おまえそんなこと言うなら、やっぱり天変地異を考えよと。津波だ、地震だということも抜きにして考えてはだめだと言うから、よくわかりました。それでは、新庁舎は佐渡高校の横へ行つてつくりますか、高台ですから。あそこへ行つてつくるといったって、誰も立地的には文句言う者おらぬでしょう。ましてや昔平城であった佐渡の本多佐渡守の居城の跡です、獅子ヶ城。佐渡の中心です、まさに歴史の。そういうことを考えたら、そこが一番いいでしょうと言ったら、加賀さん、好きなようにせよと、こう言ったけれども、そういう話であります。

時間がだんだんなくなるので、こればかりしゃべっておったら市長の答えを出さぬで終わってしまうので、ですが、私は若い人が帰ってこれない島、これは我々がつくっているのです。行政がつくっているのです。能力のない人員が私含めて大勢おるから、こんな状況で足踏みをしていますのです。雇用条件をそろえ、働き場をつくってくれ、私甲斐さんに言いました。航空自衛隊持ってきて国策でやらぬかと言ったら、それはおまえの持論で、そんなもの賛成するやつは誰もおらぬと、こう言った。そうですか。あれが来れば、一個中隊1万人の兵隊です。高校卒業した卒業生全部そこへ送る。女の子は、そこへ嫁さんに全部やればいい。そういうことを考えると、10万の新たな市が生まれるのです。行政というのは、そんなものなのです。大阪の橋下市長見てください。あえて身銭を切って反対を受けても、よかれと思うことは維新にかずけて将来を見通した話をやっているではないですか。私は、橋下さんほど能力はありませんから、そこまでは言いませんけれども、私のレベル程度で、私のちょっと甲斐さん上だかしらぬけれども、そんなことは皆さんが決めることなので、上かもしれぬけれども、今私のレベルぐらいは理解してもらえると、こう実は思っております。どうか非常にお願ひばかりが長くなりましたけれども、それと今度あく施設、庁舎、学校そのものを各東京あるいは大阪、都会とは限りませんが、都会のそういった施設に要するに教育機関として利用して使ってもらいたい。富山県、新潟県県境の白馬村というところを皆さん行ったことあると思うのですが、長野も入っております。3地区絡んでおりますが、あそこは地域挙げて合宿所、民宿をやって、すばらしい効果を上げております。そういったことを含めると、やっぱり佐渡市はまだまだ知恵を出さなければならぬのではないかと。議員諸君、大澤の顔見て俺のほうがおまえより利口だなんていうことを言っておっては、そんなものは誰も相手にされぬ時代が来ってしまうのです。そういったことでもう少し置かれた我々の立場、それから責任、そういったことをもう一回皆さんとで確認し合つてすばらしい佐渡市になってもらうように甲斐先生にこれから自席へ帰つてお願ひをしたいと思うので、ひとつよろしくご協力をお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 大澤祐治郎君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、大澤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

遠大な計画等についてご助言をいただきましたことにつきまして、今後市政運営で参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

まず、庁舎の問題であります。これにつきましては、現在将来ビジョンあるいは行財政改革の方針、それと支所とか借地を解消する、こういう視点に基づきまして、現在検討をいたしているわけでございます。先般も委員会のほうにその進捗状況についてご報告をさせていただいたわけでありまして、断片的でありますけれども、お答えを申し上げますが、まず庁舎をそういう検討している中でまずどこにどうするかという出発点であります。これについては佐渡市が誕生したときに合意締結をいたしました合併協定書を今私どもは出発点としてそれで定めるといえるのか、そこを出発点としているのか。合併協定書の4、事務所の位置、新庁舎は千種沖、それができるまで金井の役場と、こういうふうに書かれているわけでありまして、行政執行上そういう合併協定がある以上は、出発点はそこから始めるのが当然であるだろうと思っておりますし、私どもがこれから庁舎をどうするかと、当然支所とか借地の解消とか、いろんなものを含めた中でこれは議会に提案をし、もちろん市民にも提案しなければならぬ。その段階で、いや、佐和田がいいのだとか、両津がいいのだとか、相川がいいのかというのなら、そのときに話が出てくるわけでありまして、私どもが今皆さんに提案する部分については合併協定書を尊重いたしているということだけはご理解をいただきたいと思っております。

それから、今まで庁舎というような話が出なかった、出なかったというよりも出さなかった部分もあるのでしょうか、しかし私は合併特例というものが5年延長されたということ、それがその中でもう一つは防災というものが出てきた、そういうことからするならば、そうであったとしても5年間延びるのだから、その中で対応できないかということで今担当職員も置きながら進めているということでございますので、ぜひその点についてはまずご理解をいただきたいと思っております。出発は、そういうことで考えさせていただきたいと思います。

それから、私はこれは今私どもが計算をいたしますと、平成31年という時点で60億から70億、こういうものが地方交付税がカットされるという一つの決まり事が今あるわけで、それに基づいてこれをやっているわけでありまして、それが本当に31年にそうなるかは別としても、今時点でそういうことが予測されます。したがって、これについては我々も慎重にやっていかなければならないし、市民の方々からもご協力をいただきたいという意味でこれをお話を申し上げたわけでございますので、現在財政計画の見直し作業中であります。その中で今後の確な数値を9月をめどに議会にも提案をさせていただきたい。市民にも当然のことであります。

それから、図書館の問題であります。一部の市民から図書館の存続とかの声が上がっているということでございます。それから、議員がご提案いただきました廃校とか庁舎の空きスペースを使って余り金をかけないほうがいいというようなことであります。全くそのとおりだと思っておりますし、そういうこともやっぱり考えていかなければならない。ただ、私は今回の図書館問題につきましては、その前の段階で人材育成というような視点からして図書及び図書館の意味というものをよく教えてくれと。ここに基づいて私が判断をするし、もう一つは何か完璧に決まったような話でそれを説明するというのはおかしいので、市民の意見を慎重に受けとめるという意味での説明責任ということを教育委員会にお願いをしているわけでありまして。それがまだ出てきておりませんけれども、それに基づいて私なりに判断をさせていただきたいと

思っております。

その後どういふことで検討しているかということについては、教育委員会のほうに説明をさせます。

それから、もう一つは災害対策について全く予算の中で見えてこないということでもあります。議員のお考えのものには比べて小さいかも知れませんが、私は冒頭から申し上げているように、早く知らせる早く逃げるということが大事なのですということを申し上げました。したがって、今現在早く知らせるといふ施設、これは議会にもお願いをいたしております。早く逃げる場所、道路についての整備についても議会のほうにお願いをいたして、もう進めているわけでございます。したがって、それよりも大きな意味で佐渡の市民が避難をするというようなことからすると、空港と港湾の整備というのは本当に重要であるということでもありますし、きょう午前中のご質問にもありましたけれども、いち早く空港の2,000メートル化というものは進めていかなければならないと思っております。

それから、もう一つ、港湾の問題であります。これは、佐渡の港湾協会も一緒に行動しているわけでありまして、私自身もその港湾協会以外にも話をしてはいるわけですが、あの中越沖地震のときにほとんど水が、食料が問題なかったという、あれはどこに要因があるのかということ、柏崎港であります。柏崎港の耐震バースが整備されておって、しかも喫水が11メートル、ちょっと記憶は悪いのですが、11メートルぐらいあった。したがって、大型のものが入ってこれたという、これはもう大きな教訓であります。したがって、私といたしましても国なり、あるいは県にもそうでありまして、しかも防衛省まで私自身はこのことで耐震バースの整備と喫水10メートルから11メートルというものについて要望をいたしているところでございます。決して防災ということをおろそかにしているという意味ではございません。そういう意味でやっているのですけれども、いずれにしても相手があることなものですから、それが本当にできるのかどうかということでもあります。

それから、もう一点は離島振興協議会の中で、私の立場からしまして、航空路等の整備、これについての法案をことしじゅうに何とかやっていこうではないかというようなことについても提案をしながら、その総会の中で了解をいただいたということでございますので、決して怠けているということではございませんので、ぜひぜひご理解をいただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長の答弁を求めます。

○教育長（小林祐玄君） 答弁をいたします。

図書館の整備は負担をかけずに行うべきだという、そういうご趣旨だったと思うのですが、この後教育委員会としても図書館整備の方針を固めて、また図書館協議会等のご意見もお伺いしながら、最終的には8月か9月ごろまでには固めたいなと思っているのですが、支所等の既存の施設等もどうやれば活用できるかということを考えてまいりたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 大澤祐治郎君の質問を許します。

○9番（大澤祐治郎君） 私今市長が先人が努力をした協定書を遵守したいと、こういう言葉を言われたので、その言葉を聞くと、なるほどな、それはいいことだなと思いながらも条例第1号を市長はどう理解しておるのか。ここには、市長、あなたが言うようなことは書いておりません。ここには、佐渡市役所の位置を次のとおりに定める。佐渡市千種232番地、こううたっておりますが、あなたが言うのは、事務所の

ことについては、私はそれは232番地の今の庁舎の仮住まいで使うことには何にも反対しないと最初から言っている。ところが、庁舎ということは条例にうたっておる。だから、あなたが言うように、簡単にあそこへ庁舎を持って行って建てますよということは、越えなければならぬハードルは幾つもあるということなのです。だから、あなたがそこへ持っていききたいのなら、これは執行権ですから、私は賛成はしないけれども、何にも言いません。

参考までに、市長、この赤く塗っておるのが、これが232番地です。金井町は、庁舎を建てたいということでこれ以外の土地を、千種沖の番地をわざわざ変えて、そこへ建てたいという申請をしたのです。それが私らが俗に言う、泥沼と書いてレイネイというのですが、泥沼地でN値が200メートル下にあって建築できないと、そういうことを言ったら、いや、それならと言ったら大勢の人が、いや、そこがだめなら白紙だと、こういうことだったのですが、その後私は今度は残念ながら離脱をしたものですから、その協議会の中に入っておらぬものですから、正確なことは申しにくいのですが、そういうことで非常に232番地がまさに天の声で決まったような話をやる人がおるようではありますけれども、これは全く本物ではありませんので、市長もそこところはひとつ真摯に確認をしてもらいたい。

それから、私が言うように、最初から本当は合併特例債でイの一番に庁舎をどこへ建てますよ、予算幾らだということから決めてもらもろの事業計画というものを進めていくのが本来の姿であったのを、今言う佐和田と金井が手を挙げたものですから、そういったことで話が今日にこういうねじれ現象で来てしまっておると。私は、金井の近藤さんや大先生とは非常に仲はいいのですが、そこら辺の理解をどうも近藤さんは我々仲いい割合に理解をしてもらえないのです。それは、佐和田へ持ってこいという理解ではないのです。要するにあなた方が受けとめておる232番地が庁舎だという、そういう確定的なものはないのだということだけを理解してくれと、私こう言っているのです。

それともう一つ、市長、庁舎をあなたが232番地へつくりたいというなら、議会の議決をもらってそこへ決めればいいことですが、議事録にそして載せなければなりませんけれども、新市建設計画等建設委員会という特別委員会ありますね。この洗礼を受けなければなりません。受けないであなたやれると思ったら、これはやれない。それが解散してなければ別ですが、今のところ、まだあると、加賀さんに聞いたら、ありますと言っておるから、そこを通して検討してもらわなければなりません。そういう越えなければならぬハードルがあるのと、もう一つ、現状、今の状況の中で本当に私が佐和田を好きだというような気持ちは、さらさら私ないのです。私は、おやじの教育であっちこっち転々と転勤して歩いておったから、どこがふるさとだという気持ちはありませんけれども、やっぱり市長が言っておるように、理にかなったところへ、誰も納得するところへ私はやっぱり持っていくべきだろうと、こういう思いから言っておるのと、やっぱり新築に30億ないし40億金がかかるということは大変ですよと、あるいは金井の庁舎を生かして、そこへ抱き合わせ合築をやるにしても、それは全部で、トータルで佐和田ぐらいの面積しかならぬのだと思うのですが、それを建てるにしても二、三十億の金は要ります。そして、土地は何か聞くとところによると、地主と市長さんはご親戚だということ聞いておる。だから、ほかの前の市長が行ったときはけんもほろろに蹴飛ばされたけれども、今度の市長が頼むわさ、ばあちゃんと言えば、うんと言うのではないかと、これはもろもろの世間の話ですから、お聞きとめておいていただきたい。そういう話が実は出ております。

それから、もし私が合併協議会でこうだったということがうそだったら、あなたがお選びになった副市長さん隣におりますから、それはよく聞いて確認してもらいたい。232番地へ庁舎が行きます、建てますというような話はどこにもありません。

それと、仮庁舎としてお借りしておるというには今の庁舎しかないからということ、それは私はもう素直に認めたつもりであります。

それと、市長、今そういったことをあれするために条例がいつときどういうものであったか市長見たことありますか。条例をコピーとってあれしてくれと言ったら、真っ黒のが来ました。条例第1号も何も載っていない真っ黒のが来ました。そうか、これはこういうので要らぬと言われてやられると困るのだなという思いを私はいたしましたけれども、真っ黒のが来て、まあまあ、では市長に直接聞いたほうがいいなということできょう聞くのですが、今こういう新しく例規集ができておりますので、それについては詳しく言いませんけれども、第1号には、私が何度も言ったように、佐渡市役所の位置は次のとおりにするということをうたっておりますので、あそこへ建てるということはどうもありません。そういったことでひとつ、いや、それは私の解釈が悪いといえば悪いのだからどうか分かりませんが、私はそういう思いであります。

それともう一つ……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○9番（大澤祐治郎君）　まあまあ、待て。まだ7分ある。これでまとめて言って、みんなこれから答えさせるのだから。そういうことで、そうだなていうのを浜田たちが言うのは危ないのだ。こういう市長、お仲間の連中の言うのだけは気をつけなければならない。うち出るときに家内から気をつけなさいよと言われてきた。そんなことで市長、今のようなこと含めて私が言うことは、金井がだめだということと言うのではないです。歴史をたどれば、旧佐和田町は要するに新潟県で5本の指に入る実質収支比率を持った町村でありました。だから、そういうことも全て私どもは投げ伏せてしまった状況になっておるのです。津波が来てみんな持っていかれてしまった。新潟地震、それから長岡地震、中越地震、そんなものは来たけれども、佐和田の海岸には津波は何にも来なかったが、それ以上の津波を、甲斐津波というので持っていかれてしまった。だから、そういうことも含めてやっぱり庁舎の新築にはあなたがよく言った百年の大計に立って、あるいは百年の河清を待つ気持ちで我々はおるので、よく慎重に検討していただきたいと、こう思います。

それから、そこから生まれるたとえ10億、20億の錢でも、要するに市長の力、千人力で、理事者千人力で何でもやれるのですが、先の後を継いでくれる方々の思いも考えてやっていただかないと、これ、これから30年後なんていうことになったら、実際に今の佐渡市の庁舎を、金井のものも建てるにしても、あの庁舎は古いわけです。佐和田より3年後なんかに建った程度です。そうすると、お互いに30年のまだ耐用年数が残っておるとしたら、その残っておる範囲をうまく今の形で使ってやるべきではないかなということを努めてお願いをしておきたいと思います。

それから、図書室は私もかつて佐和田におったときはつくりなさいよと、そう言ったら、うちの前の町長、斉藤さんは公民館の両国民センターと2つあるから、それを好きなところへ使えと、そういう話をしましたが、佐渡一に財政が安定して能力があるという佐和田でさえ先々を思いやってつくるということに

非常に苦悶しました。その結果、佐和田は今ののを使ってきておりますが、そういったことも一つの中に入れてもらうのと、時間がないので、最後に私がお願いをしたいのは空き庁舎、空き校舎……

○議長（祝 優雄君） 大澤議員、ちょっと待ってください。今最後へ行く前に1度市長の答弁をさせたらどうでしょう。

○9番（大澤祐治郎君） いや、議長、ありがたい。これ俺で置くのだ。あと市長が時間ある間しゃべってくればいいのかから……

○議長（祝 優雄君） いや、時間がなくなると答弁せずに終わることになりますよ。

○9番（大澤祐治郎君） そんなことで市長、ぜひお願いをいたします。落語ではないけれども、落ちをつけるという議長の温かいご指導もありましたので、ここで私の質問は1回置きます。

○議長（祝 優雄君） 答弁を求めます。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 議員のおっしゃる意味もわかりますし、私も全く同感でございます。先ほど冗談ばかり話ありましたが、議員が30年もたないと、私も30年もたぬわけでありますから、その後やっぱり我々の子供、孫にその負担がかかるということはあってはならない、そういうことは十分考えておるわけで、そういう意味を含めまして、この前も委員会のほうにはご報告をさせていただきましたし、今後もその中でいろんな意見が出れば、それを参考にさせていただきながら今方向性を酌んでいるわけでありますので、議員のご指摘のあったその方向性は十分そこで踏まえながらやってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） 市長、酌んでください、意のあるところを。お願いします。

さあ、例規集はこれです。例規集欲しいと言ったら、これをコピーとって持ってきた。国会でもこんなものあったけれども、このとおりです。それほどこの中身を私に掘り起こさせたくない、そういう人がいるのです。だから、ぜひそういったことで一応心にとめておいてください。これは、正真正銘、事務局の次長から、こんなもの持ってくるばかあるかと怒ったのだけれども、これにかわって持ってきた。だから、これはこれで後でまた事務局怒らぬように相談してもらいたいが、そんな状況で非常に元気のよかった佐和田町がちょっと甲斐台風に遭って固まってしまったら、さっぱり何もかもというような状況になってきておりますので、潰すのは簡単です。佐和田の商店街も生かしながらいかないと、あなた一番税金を納めてくれておる客体がなくなってしまう。そういうことは両津に懲りて、うちの会派長は立派だ。第2の両津をさせるなと言って怒った。そういう意味では、私は非常に、ああ、さすがだと尊敬しておりますけれども、ぜひひとつ両津のはわからぬ、結論見ぬと。何でも。合併しないといけないのか、仲よくしないのかといって俺幾つもだまされてきた。議長も2回だまされた、俺。そういう冗談は抜きだけれども、そういったことは別にして、いろいろの流れがあるのですから、ひとつ市長、意のあるところ酌んで、本当はあなたと大いにもっととっととやりたかったのだけれども、ちょっと俺が欲張って要らぬこと言った時間が長かったので、大変失礼しますが、後のところでまたやりますが、最後の締めをひとつ市長、やってください。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私は、両津の市長でもなければ、佐和田の町長でもございません。佐渡市長であります。したがって、どこが適切であるかということについては判断をさせて、議会、市民に対してご報告を申し上げていきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 以上で大澤祐治郎の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 4時12分 休憩

午後 4時22分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大森幸平君の一般質問を許します。

大森幸平君。

〔6番 大森幸平君登壇〕

○6番（大森幸平君） 無会派の大森幸平です。通告に従い、一般質問を行います。

初めに、行政改革の進め方について見解を伺っていききたいというふうに思います。行政改革の基本方針によれば、1つ、自立的な財政運営の推進。本市の収入の根幹をなしている普通交付税は、合併支援の終了により、平成31年度には現在の約4分の3に減額される見込みです。将来を見据えた中長期の財政見通しを立て、行政評価システム等を活用して人員、資産、財源の配分の適正化を図るとともに、公共施設の整理、統合、補助金の見直し等による歳出の削減と自主財源を確保し、持続的かつ自立的な財政運営に努めます。1つ、人材育成と組織機構の改編。職員のコスト意識やスピード感などの経営感覚を持った人材の育成とあわせて、人事考課制度を活用して個人の能力や業績を公正、公平に評価し、組織全体の活性化を図ります。また、本市は人口規模と産業構造から分類される類似団体に比べ、多くの職員を抱えていますが、多様な行政需要や特異な地理的条件等に配慮した新たな定員適正計画に基づく人員削減に努め、地域の特性や市民のニーズに柔軟な対応が可能となる効率的な組織へと改編を行います。1つ、情報公開による信頼性の確保、行政サービスの向上。行政改革を進めるためには、市民の理解と協力が必要不可欠です。そのために積極的に市民へ行政情報を公開し、行政の説明責任と透明性を確保し、市民との信頼関係を築きます。また、市民の視点に立ってサービス全般の見直しや窓口の改善、行政手続の簡素化を進め、便利でわかりやすく、満足の高いサービスの提供に努めますとあります。

そこで、1点目に図書館協議会は何のためにある組織ですか。

2つ目は、教育委員長に対して佐渡市図書館の今後のあり方についてどのような報告をされましたか。

3つ目として、図書館の統廃合の問題はどこに問題があったのでしょうか。原案は、どこで決まったのでしょうか。行政改革の基本方針を十分に踏まえた提案であったのでしょうか。3月議会で同僚議員による一般質問の答弁に問題はなかったのでしょうか。それから、3月議会終了後、「図書館・図書室をご利用の皆様へ～佐渡市図書館の今後の在り方について～」の文書は何の目的で、いつ配付したのでしょうか、見解を求めます。

4番目に、官民協働委員会は何のためにつくられた組織なのでしょうか。

2つ目、地域公共交通政策の確立について。3月議会で佐渡市の交通政策については、公共交通地域活性化協議会の事務局会議に提案する。その際、佐渡市としてしっかりとした案を関係各課と協議してつくる、そのようにやらせますと市長答弁がありました。地域交通事業者では支え切れなくなった公共交通については、佐渡市や地域住民などが工夫して地域に合った公共交通の仕組みをつくり、公共交通網を補うことが求められています。そのことが今後の佐渡市の発展に大きく寄与すると信じているものであります。その後の取り組み内容についてご報告をお願いいたします。

3つ目、支所、行政サービスセンターについてです。全ての組織に地域支援係を設置し、地域用務の仕組みを統一して、受け付けから回答まで支所や行政サービスセンターがスピード感を持ってサービスに徹底できるよう対応します。独自予算もつきました。しかし、要望の取り直し等のためか、実質的な動きが今とまっています。何も実施されておられません。今日の状況と今後の取り組みについてご報告を願います。

4番目、共有林等の税金問題であります。10名以上の共有名の土地は、平成24年度固定資産税の課税実績で188件、個人、団体。面積は約2,350ヘクタールあるそうです。共有林等の財産の継承、国調が済めば固定資産税は値上がりする。納税の責任は誰か。代表者が決まらない場合の扱い等については、3月議会で確認をしました。納税額の一部だけでも納めることができますか。できるとすれば、問題点はどこにあるのでしょうか。

5番目がコンプライアンスの問題についてでございます。コンプライアンス、いわゆる法令遵守という言葉でございますが、この意味だけ聞けば、ごく当たり前のことを言っているにすぎません。しかし、実際の業務の中でコンプライアンスを維持することは、そう簡単ではありません。マスコミ報道を見ればわかるように、企業の不祥事は後を絶たない。その多くは、社会的モラルよりも企業の利益、存続を優先していることが主な原因です。同時に、法律に対する無関心さ、理解不足もその一因となっています。たとえ子細な問題でも一度不祥事が起こると、その会社は株主や取引先といったステータスホルダーからの信頼を失い、ビジネスを継続できなくなることは過去の事例で明らかであります。また、コンプライアンスは経営陣あるいは法務部門の担当者だけが知っていればよいというわけではなく、臨時職員を含む全ての職員がその必要性和具体的内容を理解しておく必要がある。なぜなら、社会人である限り誰もが不祥事に加担する立場に陥る危険性をはらんでいるからであります。

そこで、佐渡市の問題について、以下の4点について伺いをします。人間は、基本的に失敗するものだとの観点からの取り組みが必要であります。これは、失敗をしても情報等が漏れないように対策を立てるということが必要だということであります。

佐渡市のネットワークに個人のパソコンは接続できますか。

それから、パソコンでUSB保存は簡単にできますか。

ファクス、メール等の誤送信は過去にありませんでしたか。以上のことについてご説明をお願いします。

第1回目の質問は、これで終わります。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、大森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、行政改革の方向でございます。まさに今議員がお話しになりました方針、そのとおりでございます。ただ、ここの中で私は常々申し上げているわけでありましてけれども、画一的にやるべきものではないということは何回も私申し上げているつもりであります。今回一つの例を申し上げますと、消防署の職員だからといったって、あれは実は当初は125名という数字があったのです。しかし、125名では火も消されないし、救急車も走られないというこの実態を踏まえた場合に181という数字で配属をしたわけです。そういう意味で、私は何もこれが画一的にやるべきものではないと思っています。ただ、平成31年という大きな節目があるわけでありまして、それに向かって、それを根底としながら節約できる、削っていかねばならないものは削っていかねばならないし、その点について市民のご意見も拝聴しながら決めていくということでございます。

図書館については、何回も私も申し上げていますが、大澤議員のご質問にもお答えをしたわけでございますけれども、今申し上げたように、図書というものが人間の教育、人材育成にとってどういう意味があって、どういうことが必要なのかということについて話をしておりますし、もう一つはやっぱり説明責任がなかった、足らなかったということも私も要請を受けておりまして、そのことがわかったわけでありまして、そここのところをしっかりとってくださいよと。それができた上で私としては判断をいたしますよということを申し上げたわけでありまして、その辺どういうふうになっているかは教育長のほうから説明をいたします。

次に、官民協働委員会の問題であります。私は、市長になったとき冒頭のときに申し上げましたが、我々これから施策を進めていく上においては、やっぱり市民の方々のご意見、いろんなものがあるわけです。これは、100人いれば100通りの答えが出てくるのかわかりませんが、しかしそうではなくて、市民の方々のご意見も取り入れてこれから施策を進めていかねばならないと、そういうことで本市の重要課題の解決を図るために、いわゆる市民目線あるいは専門的な知識を活用して解決をしていかねばならない、そのためにこの官民協働委員会を設定をしたわけでございます。しかし、もう一つこの官民協働委員会の中において違うものは、今まではいろんなご意見を聞くという機会がありましたけれども、本当にそれを遂行していった効果測定というものもやっぱり必要であるだろう、そういうことからいろいろ提案をいただくわけですから、そういうものも含めてひとつやろうということで、私的の諮問機関としての位置づけでございます。現在、雇用、観光、地域振興、行財政改革、防災対策、各協働委員会で取り組んでおるわけでありまして、今ほど申し上げましたけれども、構成員につきましては学識経験者、専門知識を有する方々を含めまして、もちろん市の職員は入っておりますが、をしてまいりたいと思って今進めているところでございます。これを提案をいただいたものは、私どもからも提案をいたしますけれども、提案をいただいてご意見をいただいたものを即事業にするかしないかということは、そこで決めるのではない。私のところで判断をさせていただいているわけでございますので、そういう意味では官民協働委員会の中で全部予算も組んで、事業も組んで何とかということは決してございません。そういうつもりは、私は全くありません。したがって、その官民協働委員を構成している構成員の方々がいろんな提案があり、私自身考えてこういう事業、こういう方針でやりたいというところについては、その構成員であったとしても、これからやろうという構成員がいれば、これはやっていかねばならないけれども、やっぱり営利を目的にしてはうまくないわけでありまして、その辺はきちっと分けていきたい。営利を目的とする

ということ、個人がですね、いうことになれば、競争入札とかという形はとっていかねばならないと、こう思っております。

それから、地域公共交通政策におきまして活性化協議会に諮る前というのがございますけれども、協議会の下部組織である幹事会にいわゆる諮る前段で市の方針を固めるということで、それぞれの課題ごとに各課が連携をしながら、そこへ諮るためのものを関係課で協議をいたしているところであります。特にご紹介申し上げるならば、今年度はバス路線の再編による通院、通学手段の効率化とか、あるいは高齢者の外出機会の拡大とか、あるいは買い物の利便性というようなものの検証を予定しておって、こういう今のことを申し上げるならば市民生活とか、あるいは高齢福祉とか、あるいは学校教育課を始め、ここが中心になって関係機関と協議を進めているところであります。

それから、支所、行政サービスセンターについて全く動いていないという今お話ございましたけれども、決してそんなことはございませんし、しかし、この4月からこれを進めたわけありますので、私が目標としている、目的としているようなところをすぐに達成するということは、これは不可能なのであります。したがって、我々としては例えば毎月支所長、行政サービスセンター長から集まってもらって、どういう考えで今いるのか、どういう進行管理も毎月やっています。それから、もう一つはなかなかそれが届かない場合は本庁の職員が出向いて行って、今どこまで行っているやとか、いや、この辺はこうではないかというようなことについて今進めておるところでございます。特に元気な地域づくり支援事業及び安全・安心まちづくり事業、これにつきましてはそれぞれの支所、行政サービスセンターは異なっておりますけれども、例えば元気な地域づくり支援事業につきましては補助金の今相談の段階であります。それについては25件、補助金の受け付けが7件、補助金を決定をしたと、お金を出すことが決定したというのが1件等々ございますし、あるいは安全・安心なまちづくり事業については修繕が46件、原材料費で36件ということで一定の成果が上がっていることは事実であります。これをさらに検証しながらこれから進んでまいりたいというふうに考えておりますので、ある程度の長い目でぜひ見ていただきたいと思います。と思っております。

次に、共有地の問題であります。この共有地の問題につきましては、山林等の固定資産税の納税義務というものにつきましては地方税法第10条の2によって共有者全員が連帯して納税義務を負うということになっているわけで、これについては3月議会で説明をさせていただきました。したがって、私どもとしては国のいわゆる地方税法で決まっていることでありますので、これを簡単に変えるわけにはいかない。ただ、私は税務課長に指示をしたのは、ほかの日本全国というわけにはいきませんが、新潟県の各市町村の中でこういう問題が本当にあるのかどうか、どうしたらいいのか、それを調べてくれと。それが出れば市長会等々私は提案をして、一つの材料といいますか、要望材料にしていきたいと、こう思っております。

それから、コンプライアンスの問題であります。私は、企業等でもいろんなこれが言われているわけありますけれども、我々公務員というのは企業の従事者よりももっと厳しいものが私は公務員にあるのだと思っております。これは、市民のためにやっているわけありますので、いわゆる利益ではないわけありますから、そういう意味では一番重要であり、公務員としての基本であるというふうに思っております。いろんな議員の方から2 S 3 Kというのはだめだということを指摘をされておりますが、私としては、それは3 S 5 Kが必要なのかどうか分かりませんが、まず2 S 3 Kということから励行できなければ、その

上のことはできないわけでございますので、これがまさにそこだと私は思っておりますし、佐渡におきましては情報セキュリティを適正に確保するための基本方針及び対策基準というものを決めて今いるわけでございます。

それから、2つ目のネットワークに個人のパソコンが接続できるのかというお尋ねでございましたが、設定及び使用権限が接続には必要であるわけでありまして、仮に個人のパソコンを接続したとしてもつながらないという状況になってございます。

それから、USBメモリーの外部記憶媒体への保存は可能であります、紛失等による情報漏えいの危険やウイルス感染拡大の防止の観点から、外部記憶媒体管理簿を作成をしながら所在を明確にして、各所属長の管理監督のもと適切に使用することとしておるわけであります。

それから、ファクス、メールの誤送信はどうだということですが、メールの誤送信につきましては行政情報とか、あるいは個人情報の漏えいにつながったものは過去に、これは平成22年であります、1件あったというふうに承知をいたしているところであります。

なお、図書館問題等々、コンプライアンスの問題もございまして、それについては、いわゆる教育委員会としての見解については教育長のほうから説明を申し上げます。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長の答弁を求めます。

○教育長（小林祐玄君） 答弁をいたします。

図書館協議会の設置目的でございますが、図書館法第14条に規定する協議会でございます、**「図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする」**というようになっております。また、図書館協議会においては図書館の整備方針につきまして平成21年度から23年度まで検討してまいりましたが、その中では中央図書館の機能の充実と地区図書館の存続を望む意見がございました。平成24年度に佐渡市全体の経費縮小の中で10館が一律に経費を縮小するか、1館に機能を集中して他の9館は縮小していくか、どちらが望ましいかについて図書館協議会の方々の意見を伺いました。発言は、1館でもいいから機能の整った図書館が必要との意見が多く聞かれたので、その意見をもとに1館に機能を集中して整備し、9館は図書室として支所か行政サービスセンターに入る方針案を社会教育課が提案しまして、教育委員会に報告をしました。この図書館整備方針案は、図書館協議会のご意見をもとに図書館職員と社会教育課で決めました。

行政改革の基本方針を十分踏まえた提案であったのかというご質問ですが、市民への説明が非常に不十分だったと、こう思っておりまして、地域で意見交換会を開かせていただいたところでございます。

3月議会の答弁に問題はなかったのかというご質問ですが、これは図書館協議会での採決についての発言かと思いますが、採決をとっていませんでしたので、答弁に問題はなかったものと思います。

それから、「図書館・図書室をご利用の皆様へ」というその文書につきましては、1図書館、9図書室の提案に対する課題や対応策についてのご意見を利用者の皆様方からお聞かせいただこうと、こう考えまして、3月末に各図書館に掲示したものでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 大森君の質問を許します。

○6番（大森幸平君） 図書館協議会の関係でございまして、いわゆる図書館の運営に関し、館長の諮問に

応ずる。それから、図書館奉仕につき、館長に意見を述べる。そうしますと、佐渡市の図書館を今後どうしようかというような問題はきちんとした答申をして、しっかりした、まとまった意見を求めた上で進めていくというのが私は基本だと思うのですが、この辺についてはどうですか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

いろいろ方法はあろうかと思うのですが、私たちのほうがある程度の素案というか、きちっとしたものを立てて、そしてご意見を伺っていくという、そういう手順のほうがよくったというように今思っております。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） 今の発言を聞きますと、きちんとした対応をすべきであったが、していなかったということのご理解でいいのですか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

教育委員会のほうで案という段階でございましたので、少しずつ私たちの考えも伝えまして、そしてまた図書館協議会の皆さんのご意見も伺いまして、そして最終的にはことしの8月ぐらいにきちっとした案で教育委員会へかけていこうかというような、そういう思いもございまして、ちょっと案というところにこだわり過ぎていたのかなというのが大きな反省点でございます。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） 社会教育課長にお聞きします。教育委員長に対して佐渡市図書館の今後のあり方についてあなた報告されていますが、どういう中身で報告していますか。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

第1回の図書館協議会において、これは7月に開催しましたが、その中で1館に機能を集中したものがあって、他の図書館は若干規模縮小したものというふうな形がいいのか、それとも全体が一律に平成31年を見据えた中で縮小するのがいいのかという意見をお聞きしましたところ、機能が充実した1館が欲しいという意見をもとに1館9室をその後7月後半から10月までにかけて内部で検討しました。その結果を1月の図書館協議会にご提案をしました。その中での意見としては、残念だがというのは地域の図書館が縮小するのは残念だが、いたし方ないという意見がございましたので、そのことを5月に教育委員会に報告しております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） 私が非常に疑問に思うのは、おたくら行政というのは、そういう協議会等の結論を求めて、市民の意見がこうだったから、こうするというのが大体今までの進め方だったと思うのです。だけれども、先ほど教育長の答弁もありましたが、採決はとっていないから問題ないということを言いましたが、私はこの問題を聞いたときに図書館長に対して今課長が答弁したようなことが議事録に載っているかどうかと。あったらその議事録を出してください、資料請求いたしました。図書館長は、全部の議事録

を読んだけれども、そういう事実はない、こういう回答でございました。間違いありませんか。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

私のほうも議事録を再度確認させていただきました。第1回の図書館協議会の議事録によりますと、7名の方が発言していきまして、中央図書館を充実すべきとか、コミュニケーション機能や広い駐車場のある図書館が必要という意見の方が5名いました。また、地域の図書館がなくなるのは寂しいとか、高齢者や子供たちのために地域のことも考えてほしいという意見が2名いました。これをもって中央図書館を充実すべきという判断をしたというふうにご報告させていただいております。また、第2回の図書館協議会では、この1館9室の提案をさせていただいておりますが、その議事録によりますと、8人の委員の方から意見をいただいております。その中で、中央にサービスを集約するのはやむを得ないことだとか、いたし方ない、もしくは原案に賛成という意見もいただきましたが、そういう方々が4名いました。分館は必要、分館を残してほしいというご意見が3名でございました。そこで大方の意見は、中央に図書館を集中するというので、地域の図書館の縮小は残念であるが、中央にサービスを集中するのは必然ではないかというご意見だったと私が感じましたので、2月の時点では継続して1館9室の提案をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） あなたは、そのようにおっしゃいますが、私も議事録はつぶさに読ませていただきました。その中で図書館協議会の会長さんは、図書館について12月の一般質問で市長が、これは勘違いされたと思うのですが、いわゆる今の図書館を増築することについて図書館協議会の了解を得ていると、こういう発言をしておるのですが、その発言を受けて会長は、いわゆるそういう市長の発言はあるけれども、私たちはそのことは仮に市長と反対する意見であっても大いに自分たちの本音で話をしようという前提で話が始まっておりますが、その前におたくらがどんどん説明していることは、行革でこの方針で決まっているということをはがが説明しているのです。そして、行革ということを持ち出されれば、我々はしゃべることはないとも言っている委員がおるのです。そして、最後に会長はどのようにまとめたかということ、今貴重な多くの意見がございました。ここで取りまとめればいいのだけれども、この多くの意見は全て重要なことだから、この意見をもって臨みたいという発言をして閉じております。あなたは、議決もしないことをあなたの感じだけでそれが大半だなんて言えるのですか。それが行政のやり方なのですか。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） 先ほども申しましたが、私なりに議事録を読み取りましたが、具体的に反対という意見が出ておりません。それで、やむなしという意見があったということは私お伝えしておりますけれども、図書館協議会の皆さんはもう手を挙げてそれに賛成というふうには決して申しておりません。残念だが、その方針も仕方ないというふうな意見をいただいたというふうに私は理解しております。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 私は、行政改革を問うということで論議をしておるわけではありますが、やはりこの

種問題というのは今後いろいろな形で多くの問題が出てくると思うのですが、議事録を読んだ課長がそのような意見が大半だったから、その方針でいいのだと。こういうやり方で市長、今後もやるのですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 行財政改革という基本的な方向はございます。これは、ないというのがおかしい。それは、なぜならば31年という大きな節目があるわけだから、やります。ただし、問題はそれを押しつけるのではなくて、意見を聞いた上でそれをどう変えていくのかということになるのだと思っています。その一例として、消防署の職員というのをさっき挙げさせていただいたのです。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） 答弁をごまかさないでください。私は、今後いろいろな問題でこの種の問題出てくると思うのですが、諮問もしていないし、あれもしていない、提案をただけだ。提案はしたけれども、議決はとっていない。だけれども、発言はこういう意見が多かったと課長が判断した。そういうことだけで今後もこの種問題を進めるのですかと聞いているのです。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今申し上げたとおりでありますけれども、そういう基本的なスタンスでいきますので、今後はそんなことでやっていきません。ですから、説明責任という問題もある。ただし、これだけのご理解をいただきたいのだけれども、やっぱり歩み寄りということも必要であります。したがって、そこで説明というものが出てくるわけでありますので、その説明責任というものを重要な位置づけとしてこれから進めてまいります。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） そこで、先ほど市長から教育委員会に宿題を出してあるので、その意見を聞いた段階で市長はこの問題はある程度の結論を出したい旨の発言がございましたが、教育長、今あなたはその市長からの指示を受けて、それは行政としての説明責任が足りなかったということで、9カ所で意見交換会なるものをやりましたね。そこでどういう意見が多く出されたのですか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 9カ所で意見交換会を行いまして、一応私その9カ所全部出させていただきました。大ざっぱに言いますと、やはりそれぞれの地域は自分のところに残してほしいなという、そういうご意見が1点と、もう一つは図書館そのものに限って言えば、自分たちのところが廃れないのならば1つぐらいはいいのがあっていいよという、大まかに言うと、そういうご意見だった、そのように受けとめております。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） 今の発言ですと、自分たちのところが廃れなければ、いいところが1つは欲しいと、これは誰でもそう思います。私もそう思います。しかし、私たちのところが廃れては困るというか、私たちのところは今までどおり残してくれというのが本音で話出しておるのでしょうか。違いますか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えいたします。

それぞれの地域でありまして、それぞれの地域の方がそこに参加しておりますので、今議員のおっしゃ

るとおりだと思います。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） そういう発言でありますと、では市長の宿題に対してはどういう答弁が出るのかわからぬけれども、しかしあなたの6月13日の議員懇談会の中での話によれば、1つの図書館は充実をさせます。あとについては分館だか図書室だか何だかわからぬようなことは言っておったけれども、その方針は変わっておらぬ。そういう発言をされておるわけですが、もう既にその結論が出たということなのですか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 答弁いたします。

私たち大まかには、そういう案でやっていきたいなということで、ずっといろいろ考えてまいりまして、それで最終的には地域を回りまして、各地域の皆さんのご意見も伺いました。それで、この前の5月28日の教育委員会だったのでしょうか、最終的にはそのときに最後に教育委員長のほうがあなた方のご意見もお聞きしたのを参考に見直しをなさいということでしたので、今図書館のほうにお願いをして少し見直し案をつくってもらっておりまして、これは6月末の教育委員会にもう一度事務局案というので提示していただいて、それを今度それこそ図書館協議会のほうへ持っていくまして、そちらのご意見も伺って再度7月か8月に私たちの計画案の骨子をつくって、それをもとに市長のほうへも報告をしたい。そういうように思っております。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） ちょっと意味がわかりません。議員懇談会ではっきり言った発言はどうなるのですか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 1つは、充実するというのが1館ということで、それから9室というのは1館以外のあと残る9つのところなのですが、これは今部内で検討しまして、なるべくサービスの低下をさせないような、そういう工夫ができないのかということを今考えている最中でございます。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） その論議は、そういうことをあなたおっしゃいますけれども、議員懇談会の中ではそういう1図書館、9図書室というような発言をしておるわけですが、しかしそれでは何のために意見を聞き、住民の声を参考にしていてと言ったのか私には理解ができません。地元の図書館については従前どおり残してくれというのが、さっき話がありましたように、それは地元の人の切実な意見でした、そういう発言もあなたしているのです。そういう中で自分たちがもう既に出したものについては絶対曲げないと。図書館を残すという言葉は何もないのだ、ほかのところに。1つの図書館をつくる、あとは図書室で、あとそのサービスの内容だけを検討しているというのが今のあなたの答弁でしょう。地域の皆さんもそれでいいということだったのですか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） いろいろなご意見あったと思うのですが、私らが最初考えていたのは、例えば支所、行政サービスセンターの中に図書館というか、図書室を持ってくればというようなことを考えており

ましたので、言葉としては図書室という言葉になってしまったわけですが、決して図書室というか、1館以外のあと9つのところを何もしないというわけではなくて、例えば場所を移してほしいという地域もありましたし、今のままの場所のほうがいいという地域もありましたし、開館時間の問題とか、それ……

○6番（大森幸平君） そういう中身の問題ではない。

〔「答弁してください」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 小林教育長、席へ戻ってください。

大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 私が聞きたいのは、あなた方の頭の中には中央図書館というか、図書館を1つはつくります、あとは全部図書室ですというその考え方は絶対変更ないという言い方なのです、今の言い方は。そういうことなのですか。そこだけを確認させてください。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明させていただきます。

現在図書館は、中央図書館だけです。それ以外の9館は分館ということで、地区図書館というのが4つあります。そのほかに図書室というのが5つあります。その辺はご存じだと思うのですが、その中で呼称を室というふうにしましたが、あくまでも1図書館と9分館の中で分館機能の名称ということは今18年に分類されて、そういう名称をそれ以降使っていますが、機能をどうするかということで、基本的には1図書館、9分館というシステムは変えずに、図書室という名称についても皆さんかなりご抵抗があるようですので、そこは検討していきたいというふうに考えております。今の機能をなるべく維持した中でどのように整備できるか、9分館についてということを考えているということは、ほぼ現在と同じ形の中でどうグレードアップするかを考えているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） そうしますと、私ども分館、分館と言っているのはよく理解をしておらぬ部分あったかもしれぬけれども、地域の住民は今図書館のあるところは図書館というところに残してくれと言っているのだと思うのです。それについては、検討の余地があるということでもいいのですね。答弁をお願いします。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） そのご意見は皆様から聞いておりますので、十分そのご意見をベースに検討させていただきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） それと、私はどうしても避けて通れないのは、議事録でもってこういう発言が多かったから、結論はこう出した、私はこのことについては承服できません。やはり手続はきちんとしたもので対応すべきであるし、そういったことを曖昧にしてあなた方が感じたことが私たちの案だというような、こういう乱暴なやり方は、私は到底許すことはできないと思うのです。そういう議事録もないし、ただあなたが言う論法でいえば、この議会で私を始めとして何人かの議員が図書館はそのまま残せという声があんどん出たら、それが議会としての意見にならないでしょう。なりますか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君）　ご説明いたします。

図書館協議会の意見につきましては、議事録や私の解釈で市長や教育委員会に報告しておりました。議員がおっしゃるように、図書館協議会の結論は具体的に決をとっておりませんので、そちらも出ておりません。その点で十分な議論がなされたかという点、そうではなかったというふうに思っております。今後は、図書館協議会の皆様方からは十分ご意見をいただき、一定の方向を出していきたいと思っております。私がもし解釈が間違っていて説明をしたとしたら謝罪申し上げます。申しわけございませんでした。

○議長（祝　優雄君）　大森幸平君。

○6 番（大森幸平君）　解釈が間違った云々ではなくて、議決はしておらず、そういう今私が例えば言ったこの議会で何人かの議員が大きい声出して、図書館今までどおり残せという声でもって議会の多数の意見ということにはならぬでしょうと聞いている。あなたの論法は、私が今言った論法なのだ。それでいいのかと聞いているのだ。

○議長（祝　優雄君）　小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君）　ご説明いたします。

最終的には決が必要だと思っております。

○議長（祝　優雄君）　大森幸平君。

○6 番（大森幸平君）　最終的に手続が必要だけれども、中間は何や、では。中間の論議は何になるのですか、では。何を根拠にしてやっているのですか。

○議長（祝　優雄君）　大森君、もうちょっと具体的な例を出して言わぬと、わからぬようですから。

○6 番（大森幸平君）　わかりました。では、もう一回説明しますが、あなたは自分が議事録を読んで、こういう意見がいっぱいあったから、これが図書館協議会の意見だということで教育長や市長や教育委員長にも報告したと今言いました。そういうことでやっていいのかということに対して、最終的には結論は出さなければならぬけれども、今やっていることは、そういう意見を集約するための手続が済まない中での論議で進んでおるわけでしょう。そういうのは今後もやるのかと聞いているのです。市長にも聞いたけれども、ちょっとははっきりしたことは言わなかったけれども。

○議長（祝　優雄君）　小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君）　ご説明します。

十分議論がされていない中で、少し早く進み過ぎているというふうなご意見をこの間議員からもいただきました。その辺は十分反省をしながら、この後は進めていきたいというふうに考えております。

○議長（祝　優雄君）　大森幸平君。

○6 番（大森幸平君）　その答弁が私には理解できない。最初にきちんとした手続を済ませないで走り出して、後で結論を得ればいいという今の論議なのです。そのこと私は認められぬと言っているのです、手続上。そんな乱暴なやり方で今後のこの種問題もやろうというようなことであるならば、私は重要な問題だと思っているので、この辺についてはやはりきちんとした対応示していただかないと私はこれ以上進めない。

〔議長、整理してくれ。質問がわからん〕と呼ぶ者あり〕

○議長（祝　優雄君）　私が聞いておってもちょっとわかりにくいのですが、もうちょっと具体的に質問を

してくれませんか。

○6 番（大森幸平君） 私は、具体的に言っているつもりですが、何かごまかそう、ごまかそうとしているようにしか私は受け取れないもので、しつこくやるのですが、あなたが市長や教育長や教育委員長並びに3月の同僚議員の質問に対して図書館協議会の意見はこうだったということを述べているわけです。それは、あなたの判断で私はそう感じたから、そう述べたでしょう、あなたの言い方によれば。だから、そんなにいいかげんなやり方で当局の意見はこうだというようなことばんばんやられて、今後の大きないろいろなこういう問題にこの種やり方でやられたのでは、何を根拠にしているのだということをやっぱりしっかり問わなければ私は納得できない。図書館協議会で結論出していないものを、何であなたは図書館協議会の結論はこうだったという答弁をしたのですか。何が根拠なのですか。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） 済みません。何度も同じことを申しますが、意見はこういう意見が多かったというふうに私は発言をしておりますので、それは意見がこうだったというふうに断定したのではなくて、そういう意見が多かったというふうに私はご説明したつもりでございますので、あくまでもやはり私の感覚、私の捉え方というふうに理解しております。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） 意見が多かっただけで物事全部進めるのですか。座長の集約もなしに。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） 先ほども申し述べましたが、10名のうち議長はほとんど意見は申しませんが、7名の方が発言して、その中の5名がというふうなもの、もしくは8名の方が発言をして4名もしくは3名の方が要望したということを中心に私は説明をしておりますので、少数意見ではないというふうに議事録からも私は今でもそのように思っております。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） 図書館協議会で議決する場合には、この前3月議会であなたはその議決なんていう言葉はないと言ったけれども、最終的に過半数以上で決めなければならぬという答弁でしたよね。だとすれば、5人以上の賛成がなければだめなのです。しかも、議決というか、そういうことをやっていないのです。その行為を。だけれども、何がどうだった、こうだったとどんな意見が出たとしても、私はそれをもってその結論だということは無理があると思います。あなた間違ったこと言っています。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

結論という言い方を私はしていないと思っております。こういう方針を提案させていただいてご意見を伺っているというふうにお話しさせていただいたかと思っております。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） ちょっとあなた方提案しただけだというのだったら、その提案したことに対して結論もとらぬで、それでそこから出た意見にこの意見がいっぱいあったから、それで物事過ぎるの。終わるの。それで今後もそんなことやろうというの。そんなことは、でたらめ過ぎます。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 図書館協議会ですので、会長さんが座長になって話を進めていくわけですが、この後は例えば私らのほうも諮問をするなら諮問をするとか、ご意見を聞かせてほしいならご意見を聞かせてほしいとか、そういうことをきちっとさせて、協議会の会長さんというか、お話を進めていく人にも採決をとる場合には採決をとっていただきたいとか、意見を聞きたいので、それぞれの方のご意見をお聞かせ願いたいということ、その会議の進め方というか、やり方というか、そういうことについてもお願いをしていって、すっきりした会にしたいなと思うのです。計画そのものについては、図書館協議会がどう言ったからという責任はそちらにかぶせてはいけないと思いますので、やはり案としましては私らのほうでよく考えてつくっていききたいと、そのように思っております。先ほども課長がちょっと答弁しておりましたが、ちょっと手順的に先走ったかなということもあったのかなと、そのように思っております。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） そういう曖昧な対応で今後大きなこの種問題がいろいろ出てくるとは思いますが、そういう安易な考えでやるということは私は認められないのです。手続踏むところは、きちんと手続を踏む、それが踏んでいないのであれば、やり方間違ったら間違ったとはっきり言えばいいではないですか。どうなのですか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） これは、先ほども申し述べたと思うのですが、私たちの案がこうです。これがどうですかというのではなくて、案はまだできていないというか……

○6 番（大森幸平君） 何や、それ。

○教育長（小林祐玄君） いや、お話は伺いながら案をつくっていききたい、そのように思っておりましたので、そうすると若干今議員のお話等をお聞きすると、手順等ももうちょっと方法等があったのかなというようなことは思っております。

○議長（祝 優雄君） 市長、ここまでのやりとりを聞いて市長の意見を述べてください。

○市長（甲斐元也君） お答えをいたします。

先ほどからいろんな手続とか、いろんな話がございますが、我々行政としては一定の方針というものはやっぱり持っていなければだめだ。これがないで質問するということはおかしいわけ。その上で手続をとって議論をする、説明責任をとってやっていくと、このことがやっぱり大事だと思っています。今回のものを私が考えるのは、やっぱり一つの結論を出したわけです、うそにしろ、本当にしろ。いやいや、そうでしょう。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市長（甲斐元也君） いやいや、そうでしょう。私もそういう報告を受けているのだから、結論も出したのです。結論を出すためには、一つの何かの根拠が要るのです、根拠が。その根拠というのは何だかといえば議決なのです。先ほどからやりとりを聞いていますと、ちょっと食い違うようだけれども、その会議の中において委員長さんがなかなかいろんな意見が出ているから、これはまとめ切れないと、こういう何か話もありましたよね。とすれば、そのことを受けてこちらの事務局のほうでこういう案が出て、こういう案とまとめてもう一回かけるということがやっぱり必要なのです。こういうことをこれからはちゃんとやらせます。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） 今の市長答弁は若干理解はしますが、今回の教育委員会のやり方間違っていたということですね。そうですね。あなた方は、いろいろ言いわけしておるけれども、提案をただけだとか、意見を述べてもらっただけだとか、そういう言いわけしているけれども、しかしあなた方がこういう方針で云々というのは、いろいろ資料とか何か見れば、多くの提案をしておるわけです。多くの提案をして最後の締めはどこでやるかという、その手続をしないで話をどんどん、どんどん進めていった。私は、ここに大きな問題があると思うのです。そのことについての見解を求めます。教育長。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 先ほどから申し上げておりますように、私たちはそれが結論であるというのではなくて、お話を伺いながら結論に持っていきたいと、こう考えていたわけですが、そういう過程の中において非常に大きな誤解とか、おまえたちのやり方が悪かったというような今ご指摘だと思っておりますけれども、そうすると例えばそういう説明責任というか、私たちの思いをうまく伝えられなかったという点については非常に反省をしております。申しわけありませんでした。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） いろいろ見解の相違があるようですが、私は行政というのは、いわゆる過去にこういう事例があったかどうかというのを非常に気にするそうではありますが、今回のやり方をこの後もやるというようなことを、このようなやり方をやるということは認められません、私は。今後もこんなことやるのですか。こんな方法でやるのですか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 方法論の問題だと思っておりますが、大変ご迷惑をおかけしたということは重々わかっておりますので、同じ方法論ではやりません。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） では、今回のことは前例に絶対しないということでもいいですね。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 前例にはしないようにします。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） この問題は、後で同僚議員がやることになっていきますので、手続上の問題はこれで終わらせていただきます。

官民協働委員会のことについて話をかえていきたいと思えます。官民協働委員会は、市長の私的諮問機関的なものであると。行政と民間の協働により企画、実践、進行管理をするということから、実行委員会的な位置づけもあると。文書で私資料をもらっておるのですが、官民協働委員会の委員の皆さんに市民代表というか、そういう人たちに会議があったときというのは何かお金出るのですか。お金が払われるのですか。

○議長（祝 優雄君） 大橋総合政策課長。

○総合政策課長（大橋幸喜君） お答えいたします。

報償費が支払われています。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 報償費が支払われているということでございまして、市長は先ほどの答弁の中で、民間からいろいろな意見を述べてもらって、それを実践をして検証していくのだと、そういう話もございましたが、最終的には市長が意見を聞いて自分が決めることであって、いわゆる個人の利益にかかわるようなことはしないのだという話でございました。しかし、私はこの官民協働委員会の中にも幾つもありますが、いわゆる行政改革云々の問題につきましては、もう少し幅の広い人からの意見も私は必要ではないかというふうに実は思っています。そういった意味でいいますと、いわゆる消費者の代表者、働く者の代表、そういった方々は私が見る限り入っておらないと思います。今後そういったところを充実していくという気持ちはございますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私は、5つの方針というものを冒頭に申し上げた。これをやっぱり実現するためには、いろんな方々のご意見を聞かなければならない。それで今の委員の方々を選ばせていただいたわけですね。その委員の方々から、極端なこと言うと、余りいい案が出てこなければ委員をかえなければならぬわけですね。そういう意味ではこれは流動的なものでございます。したがって、幅広い意見を聞けるような委員の選定にはこれからも努力をしていく。これは、ことしのものが固定して何年もこれでやっていくというものではございませんので。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 私は、いろいろな市民の皆さんからも意見を聞いておりますけれども、市長の私的諮問機関的なものでそこに予算がついているということについては、やはり疑義を持っている人もおられることは事実です。そういったことが問題にならないよう、やはり予算がついておるわけですし、その委員の関係するところにも予算がついたりしておるわけですから、それはきちんとすべきところはしていかなければならぬ、そういう市民の意見が出ることは、これ否めないと思います、そういう実態があるとするならば。という市民の声でございしますので、その辺には十分配慮をした形で運営を進めていただきたい、このことを申し上げまして、この問題については終了いたします。

次に、地域公共交通政策の確立ということで、やはり先ほど市長から答弁もございましたが、佐渡市の佐渡病院を中心にして一定の交通網の整備を今しているということもございましたが、買い物をするためにいわゆるお年寄りの人が自分のマイカーを運転して、あるいは病院へ行くためにマイカーを運転しておるという実態もございます。そして、その人たちが被害者になり、加害者になっている実態もあります。その辺がきちっとやはりそういう実態が起きないように交通政策というものは十分取り組んでいただきたいと思います。これは、3月の議会の中でも私きちっと言っておるのですが、やはりこの実態というのは今後さらに佐渡が高齢化が進んでいけばいくほどこの問題は非常に大きくなっていくのだろうというふうに思います。いわゆる買い物のできないお年寄り、病院に通うことができないお年寄り、それは金さえ出せば幾らでもタクシー乗ろうが何しようが行けますけれども、そういったことができないお年寄り等については非常に大きな課題なのだろうというふうに思っております。そういった形でその辺を十分に考慮したやはり交通政策にしていきたいと思いますというふうに思います。

それで、さっきの中で関係各課で話し合われているという意見も聞いておるわけですが、いわ

ゆる交通政策課長に確認をしたいのは、今回の交通政策の目玉なるものは何でしょう。ちょっと教えてください。

○議長（祝 優雄君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明します。

先般の協議会の案件のことでよろしいでしょうか。

○6 番（大森幸平君） 方向。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 基本的には、バスの利用者については通院、通学、買い物、この3つがほぼ9割以上の目的ということが過去のアンケートでも出ております。通院につきましては、主に中核である佐渡総合病院に行きたいという方が非常に多いわけでありますので、しかも朝大体行く時間帯がほぼ集中しておりますので、通学も含めてその辺の利便性の向上を図っていききたいと。通院、通学の利便性向上を図っていききたい。買い物につきましては、特にこれまでも羽茂、相川等で交通弱者、買い物難民というお話もありまして、その辺の行政だけではなくて、地域あるいはその団体等も連携をしながら、お互いに役割分担をしながら進める方法はないかというような方向性についても検討させていただいております。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） この項はもっとやりたいのですが、時間の関係で次へ進みます。

支所、行政サービスセンターについてであります。私先ほど何もやっていないという発言をしましたが、実は細かいものをやっていることは承知しております。しかし、大きな問題については、いわゆる地域の要望を6月何日までに再度取り直しましたよね。その中で私が行政サービスセンター長から聞いておるのは、今年度やるものについては8月までに結論を出してお知らせをします、来年度やることについては11月までに結論を出してお知らせをします、こういう中身で聞いておるのですが、これに間違いございませんか。

○議長（祝 優雄君） 藤原地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） 説明いたします。

その内容で間違いございません。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） その意味である程度大きな仕事はとまっておるのです。私が言ったのは、そういう意味です。そういうことからすると、ちょっとことは出始めですから、それはいろいろ手続とか何かで時間がかかるのはある程度やむを得ないとしても、ちょっと遅過ぎやしませんかという話があっちこちから私は聞いておるものですから、その辺のところをできるだけ、このままいくと、8月に結論出して、それから設計したり何かしておれば、実質やるのはかなり遅くなるでしょう。それで、雪降ってくればできぬところもあるわけですから、そういったところが問題のないような形でしっかりと計画を立てていただきたい。スピーディーにあとは実行していただきたいというのが私の一つの本音ですが、いかがでしょう。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 10カ所の場所があるのですが、10カ所それぞれ画一的にやるということは、これはやっぱりうまくない。それぞれの地域の特徴もあるわけであります。したがって、先ほど申し上げました

ように、毎月今支所長、行政サービスセンター長から集まってもらって、どういう進捗状況であるのか、どういう内容のことをやるのかということを、今まで正直のところ申し上げますと、支所長、行政サービスセンター長会議なんていうのは、ほとんどやっていなかったというのが実態なのです、正直のところ。しかし、今回は毎月1回集まって、みんなで例えばここでやっている事例がこうでこうだという事例を出し合ったりして研究するということもやっていますので、その中で今議員がご指摘のあったようなところがなるべくないように、そういう形で進めてまいりたいと思っています。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） それともう一点、昨年度から見ると、行政サービスセンターの人員は1名少なくなっています。そこで、地域支援係というものができて、いろんな形で兼務、兼務の仕事が多いと。非常に厳しい実態があるのは私も承知しておるのですが、いわゆる畑野の行政サービスセンター等の中身を聞きますと、農業の関係でどういう書類をどうすればいいとか聞きに来ると、それを解決するのに1人に30分も40分かかる人がおると。だんだん高齢化もしておりますから、理解もないわけです。非常に手間もかかっておるのは事実なのです、間違いなく。そういったことからすると、やはり兼務、兼務という形ばかりでは解決できない問題も私は出てくるのだろうというふうに思うわけですが、いわゆる行政サービスセンターの仕事の中身の見直し等についての考え方等はございますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） ことは、今のまま走りました。私どもめどは9月ということをいつも言っているのですが、9月までの間に行財政改革ということ、つまりなぜかという、人員の問題が出てくるからであります。それを今一緒に、一体的にやっているわけありますから、その中でどうするかと。むしろ今の支所、行政サービスセンターの職員をふやすとかということではなくとも、仕事を持ってくれば、持ってくるといっては減らせればいいわけで、それでその仕事をやっていただければいいわけですから、そういうことを今やっているわけですが、ことはそれができなかった。まず、支所長、行政サービスセンター長にそういう意識づけをということでやってきたわけありますが、その点はご了解をいただきたいと思っています。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 実は、私もいろいろな地域からの要望等がございまして、きょうも本庁の担当を通じて畑野の地域支援係でお願いしたことがございます。というのは、きょうみたいに大雨が降ると川の水があふれるというか、土手があるのに、しみて出てくる、そういうところも実はあるのです。それは、雨降っているときでないと確認もできないもので、おい、きょう夜分大雨だから、そこちょっと写真でも撮っておいてくれやというお願いもしました。そういったことで係の人は本当に一生懸命やっております。これは、承知をいたしております。先ほどもそういったことで5月には16日ぐらいその地域支援係の人は地域へ出ていろいろな活躍をされている。これは、非常にありがたいことなのですけれども、その反面、いわゆる兼務、兼務の仕事のほうの遅れというのはいたし方なく出てくる。そういう意味では、非常に厳しい状況にあるという話も聞いていますので、先ほどの市長の考え方をしっかりと進めていただきたい、このことを申し上げまして、この項については終わらせていただきます。

共有地の関係でございます。先般3月議会で議論のし残しの部分ですが、いわゆる今財産がうまく引き

継がれない等々のいろんな事情がございまして、共有地の引き継ぎがしっかりと次の代に引き継がれていない、そういうところが非常に私は多くあるというふうに見ています。私自身も16人山というのがございまして、2人で集金しますから、8年に1遍来るのです、担当が。集金の番が。そうしますと、従来は全部佐渡におったのです。ところが、わからぬ人間が出てきておるのです、どこ行ったか。親が死んでいまして、誰が後継ぎだか。そういったことを考えるとすると、全員から集金をするのが非常に難しい実態が出ていること自体は、私はこれ各地であるのだろうというふうに思っています。そういったことから、仮に10人の共有地として9人分しか集まらなかった。その9人分については、全額ではないが、税金を納めることはできるのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 一部納付は可能でございます。ただし、残った分は全員で負担していただくということになります。一部納付は可能であります。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 全員で負担せよというのは、それは法律上そうなっているわけですから、それは理解はできますが、しかしそれをそういう形でどんどん、どんどん催促だ何だ言われてくると、いわゆる今後代表者のなり手もおらなくなるし、おたくらが文書出しても受け取らぬような中身になりかねない実態もあっちこっちで出ているというふうに私は感じています。そういった意味で、では取れるものなら取ってみよということでもいいのかと。私は、それはやはり極力努力はすべきだと思います。しかし、何で人の分まで俺たちが負担しなければならぬのだという論議になると、これまたいろいろな議論が分かれるところとございまして、これを気持ちよく全員が出して負担してくれればいいのですけれども、そうでない実態のほうが今後やはり多くなっていくのだろうというふうに私自身は感じています。そういったことからすると、先ほど市長が答弁にありましたように、やはり新潟県で同じような状態があるのかないのか、そういったことをつぶさに精査をしてもらって、今法律はこうなっているけれども、そこらについては、しかし何とかしなければならぬ問題も出てきているという、そういう認識で市長に市長会等で対応していただきたいというのが私の気持ちでございます。先ほど答弁にはそういうことがあったのですが、それでいいのですよね。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） これについては法律でございますので、これを佐渡市が勝手に変えるということもできません。したがって、私の立場からすれば、やっぱり市長会というのが一番大きいのではないかなと思っています。したがって、今ネット等で調べる限りは、そういうことの報告はないのですが、しかし首長と話をした中で、いや、実はあるのだというようなことになれば、これはやっぱり一緒になってやらなければならぬと。そういう道は、これからもつけていきたいと思っています。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 最後に、コンプライアンス問題についていきたいと思います。

1番目の人間は基本的に失敗するものだ、この前提に立ってこの問題は対策を立てていかないと必ず失敗をするというのが、これはいろいろなところでの事例で上がっています。そういった意味からすると、その観点に立ってやらなければならぬと思うのですが、先ほど佐渡市のネットワークに個人のパソコンは

つないでもつながらないという話がございましたが、教育委員会はどうなっていますか。

○議長（祝 優雄君） 吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

学校現場での個人のパソコン等につきましては、これはいわゆる私どもが使っております情報系と同様に、ネットワークの接続につきましては設定及び使用権限等が必要になりますので、原則できませんという事になっております。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） しかし、そのように言われますが、全教員にパソコンは配備されていないでしょう。その人たちは、どうなっておるのですか。

○議長（祝 優雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） まず、今現在佐渡市の学校現場におきましては、平成23年度から26年度まで全ての教員1人1台ということでパソコンの整備を行っている最中でございます。したがって、ここの夏休みをめぐりに約4分の3の先生方に配備できますけれども、残りの先生、いわゆる配備されていない先生方につきましては、当然学校のほうにパソコンを持ち込むことになります。ただし、私どもがネットワークを組んでおる教育用のネットワークにつきましては、そこは接続させないで、いわゆる民間のプロバイダーを利用したネットワークへの接続は認めております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） ということは、配備されていない職員については教育委員会のネットワークに入れないということなのですね。

○議長（祝 優雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 教育用ネットワークへの接続はできません。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） そうすると、普通のプロバイダー等を使ったネットワークからも接続できないのですよね、当然。それで支障ないのですか。

○議長（祝 優雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 適切なウイルスソフト等使いまして、やっておるということでございます。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） 適切なウイルスソフトを使って一般のネットワークから先生方見たい資料のところへ入れるという答弁なのですか。

○議長（祝 優雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 先生方、校務の業務上、当然インターネット等で情報を仕入れることもございますので、そういった接続はいわゆる民間プロバイダーのネットワーク、そこに接続をしてネットワークの接続を認めておるということです。教育用のネットワークへの接続は認めておりません。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） しかし、それで業務に差し支えないのですね。先生方困っていないのですね。

○議長（祝 優雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） パソコンがまだ未整備の学校がございますので、それはやむを得ず個人用のパソコンを持ち込んでおりますけれども、教育用のネットワークへの接続は認めていなく、先ほどから申しておるとおり、民間プロバイダーの別な回線でインターネットに接続しております。これは、どうしてもやむを得ない事情でそのようになっております。個人用のパソコンについては、まだ未整備のところがございます、今の段階では一部の学校はまだ個人用のパソコンはやむを得ず持ち込んでいるというのが現状でございます。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） 私は、システムの中身がよくわからぬから、あれだけども、配備されている教員は教育委員会のいろいろなデータ等について、当然入っていつて見れるわけですね。だけれども、配備されていない人はそこに入れない、それで支障はないのですかと聞いておるのだけれども、そのところはっきり答弁ください。

○議長（祝 優雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 先生以外に1台学校には実は行っております。それを利用するということになるかと思います。いわゆる先生が全員持っているわけではありませんけれども、学校には必ずネットワークに接続できるパソコンが1台は行っております。それを利用すれば入れます。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） わかりました。私は、去年の3月末の佐渡市の教員の配備状況見たときに新潟県で一番悪かったのです、間違いなく。配備率が。それが今年度と来年度で解消するという方針で、それは間違いなく解消されるのですから、それはやらぬより早急にやるべきだということは当然でございますけれども、いろいろな問題がネットワーク上でできる問題があるわけですし、例えば学校用のパソコンで教育委員会からデータをUSBにとりますよ。USBでとったものを自分のパソコンへ入れますよ。では、その個人が持っておったパソコンにいわゆる音楽配信ソフト等があると、簡単に別のところからそこ入れ込めますよね。そうすると、それはそれを通じて情報が漏れるのです。簡単に漏れます。ちょっと知識のある人間なら、それやれるのです。そういう危険性ははらんでいることは承知しているのですよね。

○議長（祝 優雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 学校現場のUSBの取り扱いにつきましては、まず使用を制限するシステムを導入しております。教育委員会のほうへ先生のほうから使用していただきたい場合はこちらのほうに申し出をいただいて、こちらが許可をしないとつなげません。そのようなセキュリティはしております。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6 番（大森幸平君） それはそれで許可しようが何しようが、USBで落とせるのでしょうか、データを。それで、落としたデータを個人のパソコンに持っていけるのでしょうか。違いますか。

○議長（祝 優雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ちょっと繰り返しになりますけれども、ネットワークのほうから許可がおりておるUSBですと、当然引き出せます。ただ、それをやるには、先ほどからも申しましているとおおり、こちらの許可のもとで……

○6番（大森幸平君） だから、許可としてデータ落として、それを個人のパソコンにつなぐことは絶対ないの。

○学校教育課長（吉田 泉君） それは、運用上、許可をしておりません。

〔「ちゃんと管理しているだろう」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（吉田 泉君） 適切な管理をしております。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） 適正に管理をされているということだから、それを信用するしかないのであります。私はいろいろな学校現場のPTAの役員やったりして学校の先生方ともつき合ったこともございますが、今はどうか知らぬけれども、かつてはそこからとってきた自分のパソコンへ持っていったばんばん、ばんばん使っておったのが現実です。それを管理して今は使わせないようにしていると、個人のパソコンには入れさせないようにしているという理解でいいのですね。

○議長（祝 優雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） そのとおりでございます。

○議長（祝 優雄君） 大森幸平君。

○6番（大森幸平君） いわゆるネットワーク上の問題ですから、非常にネットワークにつなげるということは、それはちょっとした勉強した人間であれば、よそのネットワークに入り込むということは比較的簡単なのだそうです、私はやったことはございませんが。そうしますと、それを前提にして情報が漏れないようにするという、この対策はしっかり私は立てなければならぬと思います。USBを使うなんていうことは一番危険なのです。それがおたくら管理しているというけれども、個人のパソコンにつながっていないという保証は私はないと見ています。そういったことからすれば、やはり早目に先生方にきちんと配備をして、そしてそういう危険性をないようにきちんとした対応をすべきであるということを申し上げておきます。

それから、ファクス、メール等の関係でありますけれども、私がかつておったところでいいますと、ファクスを送るのが仕事上、一番面倒だった。このファクスを送っていいですかと課長の承認をとって、そして試験ファクスで相手に送って、今ファクス届きましたか、ではこれから本文送ります、それ立ち会いの承認と記録が全部残る。そして、最後に後で課長がログと全部つき合わせるような、そういう厳しい状況でありまして、それでもやっぱり人間でミスして誤ファクスが年に1件や2件はあった。そういったふうにセキュリティの問題は幾ら対策をしてもやり過ぎということはない、このことを頭に置いてしっかりとシステムをつくっていただきたい、このことを申し上げまして、私の一般質問終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 以上で大森幸平君の一般質問は終わりました。

○議長（祝 優雄君） 本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、明日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

午後 5時57分 散会